

對支防疫事業計畫方針

H-0 2 5 0

0009

發信用	執務用
主信	8
附	
甲	
乙	
丙	
丁	
備考	13.4.5

往林



第二課長

文

公 信 案

外 務 省

別添「防疫」對支調查團派遣三南スル件」及「國際聯盟」對支防疫事業計畫」各一部持送

本信宛先 在支大使 在滿大使

上海 天津 張家口各公館長

北平

奉天 哈爾濱

公 信 案

外 務 省

通送付ス 御查收相成度

國際聯盟計畫要領各一部別紙

摘記上

本件ニ関シ 津港 當方計畫並ニ

對支防疫事業計畫ニ関スル件

受 信 人 名 在支(上海) 川越 大 侯 外別紙 公館長

名人信發 廣田 大臣

主 管 文 書 課 發 納 和 拾 貳 年 肆 月 拾 六 日 發 送 濟 淨 書 正 校 (原 稿) (淨 書) 任 第 一 課 長 廣 田 昭 和 十 二 年 十 月 十 二 日 起 草 昭 和 十 二 年 十 月 拾 五 日 附 屬

文書課長



別紙



公
信
案

外
務
省

在哈爾濱 鶴見總領事

以上

公
信
案

外
務
省

宛先

在支(上海) 川越大使

在滿洲國 植田大使

在上海 岡本總領事

在天津 堀内總領事

在北平 森島考事長

在張家口 中根總領事代理

在奉天 本森總領事

H-0250

0011

第一課長

(昭和十二年十月二十九日)

北支防疫事業ニ就テ

日支事變後北支五省ハ果シテ如何ナルトコロニ落着クヘキカハ豫斷ヲ許サストスルモ我方トシテハ日支事變發生ノ由來並其ノ多大ナル犠牲ニモ鑑ミ之ヲ從來ノ形體ニ還元スルコトハ斷然不可ニシテ結局事實上南京政府ノ統制ヲ離レ日支親善ノ上ニ一步ヲ進メ得ル適當ナル政治形體ノ下ニ收拾セラレヘキモノトスソノ必然ノ結果トシテ本邦居留民ノ増加並日支人ノ本邦北支間ノ往來從前ニ比シ極メテ増加スヘキコトヲ豫想セラレ右ノ如ク北支政治情勢ノ變化並北支各地ニ於ケル衛生狀態ノ不良、防疫ノ不完全ナルニモ顧ミ旁々本邦内地防疫ノ前線地帯トシテ見テモ北支ニ於ケル防疫事業ノ極メテ必要ナルコトハ認メラルヘシ

防疫事業ハ元來衛生行政ニ屬スルモノナルヲ以テ國內行政機關ニ於テ之ニ當ルヘキモノトス從テ北支地方ニ於テモ防疫事業ノ主體ハ北

1 秘

支政權行政機關タルヘキモノニシテ我方ハ之ヲ援助スル主旨ノ下ニ活動スルコトヲ至當トス只ダ北支政權ト我方トノ特別ナル關係並支那側衛生施設ノ現狀ニ鑑ミ事實上我方指導ノ下ニ日支協力シテ之ニ當ルヲ適當トスヘシ

北支防疫事業トシテハ恒久的防疫機關及防疫研究所等ヲ設ケ一ノ行政施設トシテ之ヲ實施スヘキモノナルハ勿論ナルモ北支事體ノ現狀ニ鑑ミ直ニ恒久的施設ヲ確定的ニ決定スルコトハ時期尙早ノ感ナキ能ハス現地ノ疫病流行狀況並其ノ他ノ衛生狀態ニ照シテ果シテ如何ナル施設ヲ爲スコトカ妥當ナルカラ詳細調査研究シ其ノ上恒久的機關設立ノ立案ヲ爲スヲ順序トスヘシ故ニ北支現狀ニ鑑ミ其ノ防疫事業トシテハ左ノ二點ヲ考慮スルコトヲ得ヘシ

一、北支防疫事業ニ關スル調査研究

右調査研究ト併行シテ隨時必要ニ應シテ一般民衆ニ對スル防疫救護ヲナスコト

三 防疫施設ノ實施

前項調査研究ノ結果ニ基ツキ恒久的防疫施設ヲ實行スルコト

右ノ如ク對支防疫事業ヲ實行スル爲ニハ

第一ニ我方専門家ヲ以テ支那防疫班ヲ組織シ之ヲ出來得ル限り速ニ
現地ニ派遣シ防疫一切ニ關スル調査研究ヲ爲スト共ニ必要ニ應ジテ
現地防疫救護ヲ爲シ其ノ調査研究ノ結果ニツキ調査報告書並之ニ基
ツク將來ノ防疫施設ニ關スル意見書ヲ提出セシムルコトヲ必要トシ
該防疫班ハコト報告書及意見書提出ト共ニ其ノ任務ヲ終了シ解散ス
ルモノナリ

第二ニ右防疫班提出ノ報告書及意見書ヲ基礎トシ我方援助ノ下ニ現
地當該當局ニ於テ恒久的防疫施設ノ立案ヲ爲シ之ヲ當該政權行政事
務ノ一部トシテ又ハ日支共同又ハ日本側ノ事業トシテ之ヲ實行スル
モノトス之ハ前記調査班トハ別箇ノ現地行政機關及日支共同又ハ日
本側ノ恒久的機關ノ事業トシテ行フモノトス

北支防疫事業トシテハ右ノ如ク二段ニ分チテ之ヲ實行スルヲ要ス差
當リノ事業トシテハ第一ノ對支防疫班ノ北支派遣ナリ右對支防疫班
ニ關シテハ項ヲ新ニシテ之ヲ述フヘシ

大田重徳部長

第一課長

米内山領事

第二課長

日高総領事 謹啓

三月十日 日高総領事 米内山領事 謹啓
細行可介 且文化関係、仕事、執事、総領事
車頃、極力宣撫工作、力、おし、以、一、方、文化
事業、却、り、視察、を、し、此、道、を、交、往、の、途、に、
た、ふ、の、統、一、を、事、務、に、し、て、良、し

(二) 上海方面、本年春夏、より、支那人、の、一、疫、病、の、
流行、の、虞、に、付、防疫、衛生、事業、に、注、意、を、
た、す、に、し、て、了、す、が、却、り、針、を、注、意、し、多、く、
又、右、の、同、様、に、同、仁、会、政、議、院、の、風、を、一、件、
に、申、上、す、る、に、言、は、す、が、後、方、一、班、を、是、れ、下、に、
氏、を、診、察、所、に、お、し、下、に、治、療、す、

上海方面、本年春夏、より、支那人、の、一、疫、病、の、
流行、の、虞、に、付、防疫、衛生、事業、に、注、意、を、
た、す、に、し、て、了、す、が、却、り、針、を、注、意、し、多、く、
又、右、の、同、様、に、同、仁、会、政、議、院、の、風、を、一、件、
に、申、上、す、る、に、言、は、す、が、後、方、一、班、を、是、れ、下、に、
氏、を、診、察、所、に、お、し、下、に、治、療、す、

(12. 12)

外務省

米内山領事

(三)

申上、す、る、に、我、等、の、在、任、地、域、に、佛、教、の、寺、院、が、
又、佛、教、の、後、に、社、会、救、済、の、事業、を、な、せ、ん、と、
而、り、佛、教、の、経、典、を、政府、が、虚、約、を、
先、回、保、護、す、る、に、付、文化、提、携、の、一、助、と、し、て、日、下、の、
佛、教、徒、団、体、の、活動、を、望、み、す、。 支、那、人、中、
教、名、の、佛、教、徒、者、(居士) 下、に、多、く、有、り、た、
お、し、て、了、す、。 不、加、敷、必、要、に、佛、教、徒、の、
宣、揚、事業、に、協、助、を、望、み、す、。 宣、揚、の、後、助、
せ、ん、と、す、。 佛、教、徒、の、目、標、と、す、る、宣、揚、を、
業、之、の、方、法、に、お、し、て、是、れ、を、宣、揚、す、る、に、佛、教、徒、
の、活動、を、人、的、の、下、に、多、く、有、り、た、
宣、揚、す、る、。

宣、揚、の、後、助、せ、ん、と、す、。 佛、教、徒、の、目、標、と、す、る、宣、揚、を、
業、之、の、方、法、に、お、し、て、是、れ、を、宣、揚、す、る、に、佛、教、徒、
の、活動、を、人、的、の、下、に、多、く、有、り、た、
宣、揚、す、る、。

(12. 12)

外務省

(美濃半截野紙)

MAR 11 1938

浪半截野紙

H-0250

0014

電信課長

大臣
次官

東亞 通商 條約 情報 文化 調查 人 儀 文 會計 會 秘書官

寫送先



昭和13 七四二三 暗 南京 三月十六日後發 文化、亞

本省 十六日夜着

廣田外務大臣 花輪總領事

第一五號

當地ニ於テハ關係機關協力ノ上銳意治安ノ確立ヲ人心ノ安定ニ努メ
居ル處差當リ難民ノ救濟、醫療施設ノ急設就中流行病ノ防止ハ焦眉
ノ急務ニシテ此ノ際我方ニ於テ適當ノ方法ヲ講セサルニ於テハ當地
國際救濟委員會乃至米系病院ノ積極的活動ヲ誘致シ支那人ノ歐米依
存觀念ヲ愈助長シ人心ノ把握上多大ノ困難ヲ來スヘキハ火ヲ賭ルヨ
リモ明カナルヲ以テ至急五十萬人分ノ種痘、「チブス」及「コレラ
ノ「ワクチン」御送付相成ルト共ニ一日約五百人ノ治療ヲ目標トス

要再回 文化業務

外務省

ル醫療機關ヲ急設ノ爲専門家ヲ至急派遣セラレ度シ尙之ニ充ツル病
院建物ハ市立病院（室數約五十ヲ有シ設備等多少紛失セルモノアル
モ大ナル破壊ナク保存セラレ居レリ）ヲ利用スルコト可能ナリ
本件ハ軍側ニ於テモ至急實現ヲ希望シ居レリ爲念（了）

外務省

H-0250

0016

秘

文化事業部長

第一課長

米内山領事

第二課長

私印

防疫事業計畫

昭和十三年三月十八日 宮崎

原

三月十七日午前傳研宮川博士（同仁會副會長）ヨリ宮崎ニ對シ左記ノ通電話アリタリ

(イ) 防疫事業ヲ同仁會ニ於テ實施スル件ニ付テハ林會長及陸軍小泉醫務局長ノ同意ヲ得タリ

(ロ) 同仁會ノ防疫事業計畫立案ニ着手シ度

但 經理關係規定ハ文化事業部ニ依頼致度

右申出ニ對シ宮崎ハ防疫事業ヲ同仁會ニ委託スルニ付テハ當部ニ於テ根本方針案ヲ作成シ之ヲ同仁會ニ指示スヘク（同時ニ軍ニモ示スヘシ）處務規程、經理規定及給與規定ハ文化事業部ニ於テ一應立案スヘキ旨ヲ答ヘタリ

同日午後佐藤秀三博士來省シ今回文化事業部ニ於テ今日迄ノ方針ヲ變更シ同人ノ同仁會ノ委囑ヲ受ケル事ト爲ルナラハ本件防疫事業ニ

要再回

米内山領事

外務省

13.1

携ル事ハ躊躇スヘク且恐ク一流ノ人ノ参加ハ得難カルヘントノ趣旨ヲ述ヘタリ

同日午後四時半林官崎兩課長同仁會本部ニ田邊理事ヲ往訪シタル際小澤經理部長ハ同仁會カ防疫事業ニ着手スルコトハ寄附行爲ノ規定ニハ支障ヲ見サルモ評議員會及理事會ニ附議スル必要アルコト並宮川副會長及田邊理事ハ防疫問題ノ専門家タル關係上其ノ立場ニ於テ本件ヲ同仁會ニ引受クルニ付多少ノ困難アルヲ感シ居レリトノ趣旨ノ話アリタリ之ニ對シ今日迄佐藤氏ニ絡リタル諸般ノ説明ヲ與ヘ置タル次第ナルカ昨今宮川副會長ノ立場モ多少困難ト爲リタル模様ナルニ付將來同仁會トノ關係モ有ルニ付當部トシテハ此ノ點ニ慎重ナル考究ヲ要ストノ點ニ林、宮崎、米内山ノ意見ノ一致ヲ見タリ

（終）

外務省

13.1

H-0250

0017



昭和十三年三月廿二日 宮崎

對支防疫事業計畫ニ關スル件

本件ニ關シ三月廿二日宮崎書記官、宮川同仁會副會長トノ間ニ左記ノ通申合ニ達シタリ

記

- (一) 對支防疫事業實施ノ事實上ノ本據ヲ同仁會本部ニ置ク
- (二) 宮川副會長、田邊專務理事、小澤經理部長及藤田主事ノ四名ヲ外務省囑託(但無給)トシ對支防疫事業ニ關スル事務ヲ行ハシム
- (三) 本件事業實施ノ爲ニ支那ニ出張スル者ハ現職ノ儘外務省囑託ノ辭令ヲ受クル外軍ノ囑託ト爲リ軍ノ隷下ニ屬ス
- (四) 大藏省ノ承認ヲ得ハ昭和十四年度以降ニ於テハ本件事業實施ノ主体ヲ同仁會トス

以上

外務省

13.1

第一課長 田邊
米内山頭事 田邊
第二課長 原

要再回

米内山頭事

第一課長 田邊

第二課長 原

昭和十三年三月廿三日

對支防疫事業實施方法ニ關スル件

- 一、對支防疫事業實施ノ事實上ノ本據ヲ同仁會本部ニ置ク。
- 二、宮川副會長、田邊專務理事、小澤經理部長及藤田主事ノ四名ヲ外務省囑託(但無給)トシ對支防疫事業ニ關スル事務ヲ行ハシム。
- 三、本件事業實施ノ爲ニ支那ニ出張スル者ハ現職ノ儘外務省囑託ノ辭令ヲ受クル外軍ノ囑託ト爲リテ軍ノ隷下ニ屬ス。
- 四、大藏省ノ承認ヲ得ハ昭和十四年度以降ニ於テハ本件事業實施ノ主体ヲ同仁會トス。

以上

外務省

13.1

重要

三月二十三日奉
件 協定後
本文 田邊 部長
宮川 博士トシテ
事務 田邊



文相

第一課長

米内山領事

第二課長

要旨

米内山領事

昭和十三年三月廿三日 宮崎記

對支防疫事業ニ關スル件

本件ニ關シ三月廿三日午前八時宮川博士ハ左記ノ通宮崎ニ電話セリ

記

今廿三日ノ打合會議ノ席上宮川ヨリ左記三點ヲ質問スルヲ以テ其ノ説明振ニ付豫メ御考慮願度

(1) 對支防疫事業ヲ外務省直營ト爲シ得サルヤ即文化事業部内ニ本據ヲ置キ事務員ヲ増置シテ文化事業部ニ於テ直接事業ヲ實施シ得サルヤ

(2) 東大總長又ハ傳研所長ニ本件事業實施ヲ委託シ得サルヤ

(3) 一官廳ハ他ノ官廳ヨリ助成費ヲ受クルコト不可能ナリヤ

以上

附記

尙今朝宮川博士ノ話セル所ニ據レハ傳研佐藤小島ノ兩名ハ防疫事

外務省

13.1

業ヲ同仁會ヲシテ行ハシムルコトニハ絶對ニ反對ナルノミナラス事實上本件事業ノ本據ヲ同仁會ニ置クコトモ潔シトセス但宮川所長カ敢テ命令スルナラハ本件事業ニ携ルヘシトノ趣旨ヲ同博士ニ對シ申立居ル由ナリ

(終)

外務省

13.1

H-0250

0021

昭和十三年三月廿三日

(美濃半截野紙) (下)

第一課長

西

兼内山課長

和

第二課長

原

補

対支防疫事業実施ノ主体ニ関スル件

一、対支防疫事業実施ノ事実上ノ本據ヲ同仁會本部ニ置ク。

二、宮川副会長、田邊専務理事、小澤経理部長及藤田主事ノ四名ヲ外務省囑託(但魚谷)トシ対支防疫事業ニ関スル事務ヲ行ハシム。

三、本件事業実施ノ為ニ支那ニ出張スル者ニ現職ノ儘外務省囑託ノ辞令ヲ受クル外軍ノ囑託ト為リテ軍ノ隷下ニ属ス。

四、大藏省ノ承認ヲ得、昭和十四年を以降ニ於テ本件事業実施ノ主体ヲ同仁會トス。

以上

外務省

H-0250

0022

次信

文化事務課

第一課長

第二課長

昭和十三年三月二十四日

對支防疫事業協議會協議要領

三月二十三日午後三時、對支防疫事業協議ノ爲參集（外務省第三會

議室）

參集者左ノ通

外務省

岡田部長、林第一課長、宮崎第二課長、米内山領事

陸軍省

川口副領事、蜂谷大使館一等書記官

同仁會

神林軍醫大佐

田邊理事

傳染病研究所

宮川所長、佐藤博士、小島博士、

岡田部長ヨリ支那ニ於ケル防疫事業ノ實行ニ關シ各位ノ御援助ヲ依
頼スル意味ニ於テ參集ヲ願ヒタル次第ヲ述ヘ林課長ヨリ別紙「對支
防疫事業實施方法ニ關スル件」ヲ配布シ右ニ對シ

宮川所長ヨリ「事業主体ヲ外務省トスルコト不可ナリヤ」帝大ノ長



人事課長

再回

ヨクヤマ

外務省

13.1

與總長ニ依頼スルコトハ傳研ニ依頼スルコト等ニ付質問アリタルカ
右ニ對シ林、宮崎兩課長ヨリ大要「事業主体ヲ外務省トスルコトハ
不可能ナリ」帝大長與總長ニ依頼スルコトモハ傳研ニ依頼スルコト
モ右兩者共官廳タル關係上之助成金ヲ交付シテ實施セシムルコト
ハ困難ナルニ付文化事業トシテハヤハリ同仁會ヲ本件事業主体トス
ルコトトシ度十三年度ニ於テハ經理ノ關係上別紙一、二、三ノ通便
宜ノ方法ヲ取ル次第ナル旨ヲ述ヘタリ
宮川博士ハ同仁會ニテハ第十流ノ人物ヲ集ムルコト困難ナルヘク同
仁會ニ於テ本事業ヲ果シテヤレルカ何ウカ懸念ニ堪ヘスト云ヘタル
モ林、宮崎兩課長ヨリ同仁會ニ於テハ内容改善今後大イニ活動ヲ期
待スル次第ナルニ就テハ宮川副會長ニ於テモ折角御盡力願度シト述
ヘ神林軍醫大佐モ同仁會ヲシテ實行セシムルコトハ外務省カ實行ス
ルト結局同シコトナルヘク之ニ賛成ナリ帝大長與總長ニ意見ヲ聞ク
コトハ宜シカルヘキモ之ヲ機構中ニ入レルコトハ不可ナリト述ヘ佐

外務省

13.1

H-0250

0023

藤博士、小島博士ハ同仁會ヲシテ實行セシムルコトニ贊成セサル旨
述ヘタルモ林、宮崎兩課長ハ將來ノコトハ事態ノ變化ニ鑑ミ或ハ研
究所ヲ政府ノ機關トスルコトアルヤモ計ラレストヌルモ現在ハ別紙
ノ案ニテ進_ス度キニツキ何分ハ御援助ヲ依頼スル旨述ヘテ協議ヲ終
リ更ニ別紙案ニ岡田部長、宮川博士花押捺印ノ上之ヲ相互交_ハシ散
會セリ。

以上

外務省

13.1

H-0250

0024

文書課長

文書課發 昭和拾參年參月廿五日發送濟

淨書

正校(原稿)

(淨書)

主 管 文化事業部 主任 第一課長 昭和十三年三月廿四起草

機密 普通 第 半 公 信 號

昭 和 拾 參 年 參 月 廿 五 日 附 屬

次官

東亞局長 第一課長

第二課長

原

受 信 人 東京帝國大學總長 長 與 又 郎 殿
外 宛 十 名 宛 名 通
(宛 先 別 記 ノ 通)

信 發 人 堀 内 外 務 次 官
名 件 録 記

發信用	執務用
主信	//
附 甲	
乙	
丙	
丁	
備考	626

公 信 案 外 務 省

(12.7 1)

夫防疫機關ヲ設ケ防疫ニ關スル調査、研究竝ニ防疫藥品ノ製造其ノ
 他ノ事業ニ從事セシムル方針ヲ決定シ不取敢本件研究所設立準備旁
 現地當面ノ事態ニ適應スル爲臨時防疫班ヲ組織シ北支及中支方面ニ
 派遣スルコトト致度防疫事業ノ帝國國防上極メテ重要ナルニ鑑ミ
 旁人道上極メテ有益ナルコトト認メラルルニ付テハ右實施ニ關シ
 案御依頼及フコトモ有之ヘク其第ハ行方
 後未何分御助力相煩度奉細申進キ下キモ不取敢御依頼迄
 此得貴意候 敬 具

公 信 案

外 務 省

公 信 案	外 務 省	(別記)	宛	先
		東京帝國大學總長	長	與又郎
		傳染病研究所長	宮川	米次
		慶應義塾大學醫學部長	北島	多一
		北里研究所長	北島	多一
		慈惠會醫科大學長	金杉	英五郎
		大阪帝國大學總長	楠本	長三郎
		京都帝國大學醫學部長	前田	鼎
		九州帝國大學醫學部長	赤岩	八郎
		東北帝國大學醫學部長	近藤	正二
北海道帝國大學總長	今	裕		
財團法人同仁會會長	林	權助		
	以上	(計士通)		

H-0250

0026

寫

秘

中内務省
本邦
海軍部
令部
自振才
三

拜啓陳者現ニ皇軍ノ占據スル北支及中支ノ實狀ニ鑑ミ殊ニ近ク溫熱ノ候ヲ控ヘ同地方ニ於ケル防疫事業ノ實施ハ焦眉ノ急ト認メラルルニ付外務省ニ於テハ軍部當局トモ協議連絡ノ上北京及上海方面ニ夫防疫機關ヲ設ケ防疫ニ關スル調査、研究竝ニ防疫藥品ノ製造其ノ他ノ事業ニ從事セシムル方針ヲ決定シ不取敢本件研究所設立準備旁現地當面ノ事態ニ適應スル爲臨時防疫班ヲ組織シ北支及中支方面ニ派遣スルコトト致度防疫事業ノ帝國國防上極メテ重要ナルニモ鑑ミ傍人道ニ極メテ有益ナルコトト認メラルルニ付テハ右實施ニ關シ各將來御依頼ニ及フコト有之ヘク其ノ旨ハ御分御助力相煩度委細申進申進不取敢御依頼如

此得貴意候
昭和十三年三月廿五日

敬具

外務次官 堀内謙介

外務省

一、計画、調査、研究、実施、

H-0250

0020

文部省衛生局

第一課長

米内山領事

第二課長

秘

対支防疫事業計画

昭和十三年三月廿五日

用

三月廿五日午前十時 宮崎：行し 宮川博士：左記
要領ヲ電話アリ

此日四時 長谷川總長ヲ往訪シセシメ會議ノ結果
シ報告シタル事ニ對シ 申合ノ事項ニ各業ニシテ 左以外ニ
方任セシムル所ニ區々個人ノ利害、皆任シ檢
テ、國家ノ為ニ盡スル極テ嚴シク「ター」ニテ言ヒタリ
佐藤、小島ノ態度、面白カラサルモ 本件ニ直接
傳研ノ仕事ニ此ニ付 自今ニ迄長ニ 左右
名ニ對シ命令ニ事ヲ行サル次方アリ。自今ニ付
事業實施ノ為ニ、各方向ヨリ人物ヲ物色

要旨
米内山領事

(美濃半截野紙) (上)

方針

- 本件計画實施ニ付左記ノ通括要スルニ。
- (一) 三月三十日 同仁會理事會ヲ開會シ 本件計画實
施ヲ同仁會ニ担當スル事ヲ決定スルニ。
- (二) 理事會令ノ決定シ後 長谷川總長、石原醫學部長
増田、西野、北島、金杉、塩田ノ諸博士ヲ同仁會ニ
召集シテ 本件計画實施ニ付 協議スルニ。
- (三) 右委員會ニ 外務省 高等 陸海軍 高等
カニ考ヘ有ルニ 高野 考致スルニ。
- (四) 派遣員：北海道大學ノ 土井博士 外 松川陸
軍一平 陸軍中將 及 高木陸軍中將 等ノ
各方面ノ専門家を充テス。
- (五) 四月二十日 往 京都ノ醫學會、及 醫學團體各

外務省

H-0250

0029

(控)

大正十三年三月廿五日

第一課長

第二課長

昭和十三年三月廿五日



對支防疫事業方針案

目的

支那ニ於ケル防疫ニ關スル調査、研究並防疫ノ實行ヲ目的トス

機關

右目的ヲ實行スル爲北京及上海方面ニ防疫研究所ヲ設立ス

事業

防疫研究所ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

(一) 防疫ニ關スル調査、研究

(二) 防疫藥品ノ製造並供給

(三) 防疫ノ實施

(四) 防疫ニ關スル教育

臨時事業

當面ノ事態ニ適應スル爲臨時防疫班ヲ組織シ北支及中支方面ニ派遣

秘

外務省

13.1

ス

右防疫班ハ出來得ル限り速ニ編成シ差當リ北京及上海ニ派シ現地派遣軍ノ麾下ニ入り應急ノ事業ニ着手スルト共ニ防疫研究所設立ノ準備ヲ爲スモノトス

防疫研究所設立ヲ見タル際ハ防疫班ハ解消ス

事業主体

本事業ハ昭和十三年度ニ於テハ事業本部ヲ同仁會内ニ置キ昭和十四年度以降ニ於テ經理上ノ手續完了スルニ於テハ事業主体ヲ同仁會トス

經費

本事業經費ハ外務省文化事業部ヨリ支出ス

外務省

13.1

H-0250

0032

秘

對支防疫事業委員會內規案

- 一、對支防疫事業ヲ審議セシムル爲對支防疫事業委員會ヲ設ク
- 二、對支防疫事業委員會ハ外務大臣ノ諮問ニ應シ支那ニ於ケル防疫事業ニ關シ審議スルモノトス
- 三、對支防疫事業委員會ハ左記各十四以内ニ付キ外務大臣之ヲ委囑ス
 - (一) 東京、京都、九州、大阪、東北、北海道各帝國大學總長又ハ醫學部長 六名
 - (二) 慶應大學總長又ハ醫學部長 一名
 - (三) 傳染病研究所長 一名
 - (四) 北里傳染病研究所長 一名
 - (五) 同仁會會長、副會長又ハ理事 二名
 - (六) 其ノ他外務大臣ニ於テ適當又ハ必要ト認ムルモノ 三名以内
- 四、對支防疫事業委員會ニ委員長一名ヲ置ク

外務省

13.1

委員長ハ委員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム
 委員ノ任期ヲ一年トス但シ重任ヲ妨ケス

外務省

13.1

H-0250

0033

大臣

次官

東亞局長

第二課長

第一課長

人事課長

會計課長



秘

第一課長

第二課長

對支防疫事業方針案

昭和十三年三月廿五日

二十九日

目的

支那ニ於ケル防疫ニ關スル調査、研究並防疫ノ實行ヲ目的トス

機關

右目的ヲ實行スル爲北京及上海方面ニ防疫研究所ヲ設立ス

事業

防疫研究所ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

(一) 防疫ニ關スル調査、研究

(二) 防疫藥品ノ製造並供給

(三) 防疫ノ實施

(四) 防疫ニ關スル教育

臨時事業

當面ノ事態ニ適應スル爲臨時防疫班ヲ組織シ北支及中支方面ニ派遣

13.1

外務省

ス

右防疫班ハ出來得ル限り速ニ編成シ差當リ北京及上海ニ派シ現地派遣軍ノ麾下ニ入り應急ノ事業ニ着手スルト共ニ防疫研究所設立ノ準備ヲ爲スモノトス

防疫研究所設立ヲ見タル際ハ防疫班ハ解消ス

事業主体

本事業ハ昭和十三年度ニ於テハ事業本部ヲ同仁會内ニ置キ昭和十四年度以降ニ於テ經理上ノ手續完了スルニ於テハ事業主体ヲ同仁會トス

經費

本事業經費ハ外務省文化事業部ヨリ支出ス

13.1

外務省

H-0250

0035

大官了

第二課長

原

18.3.31

發信用	執務用
主信	
附	甲
	乙
	丙
	丁
備考	620

文書課長

文書課發送

昭和拾參年參月卅日

發送済

淨書

正校(原稿)

淨書

主 文化事業部長

任 第一課長

昭和十三年三月二十日起草

管 一普通第

六二七號

昭和拾參年參月卅日

日附

附屬

有

受 財団法人同仁會

會長 男爵 林 権助

信

名人信發

堀内次官

件

名件録記

對支防疫事業實施方ニ関シ依頼ノ件

對支防疫事業實施方ニ関シテハ 署ニ水書翰及御依

頼置タル處 今般大要別紙對支防疫事業方針ニ基

キ實施スルコトニ之カ実行機關トシテ 對支防疫事業部

公 信 案

外 務 省

ヲ設ケ 昭和十三年迄ニ於テハ 右本部ヲ貴會内ニ
置テ 貴會職員ニ本件事業援助ヲ御依頼致
尚 昭和十四年迄以降ニ於テハ 經理上ノ手續完了
ヲ俟ツテ 貴會ヲ事業主体トスルコトト致
右様御了承ノ上 本事業ノ實施迄其ノ目的達
成方ニ関シ 御盡力相煩致 致 御依頼申
進ス
公 信 案
外 務 省

別紙

30 171

H-0250

0036

防府市
文化多岐ノ作



重要書類

文化事務部長

總發第二八六號

昭和十三年四月一日

同仁會會長 男爵 林

權助



外務次官
堀内謙介 殿

第二課長

用

本件ニ關シ三月三十日附文化普通第六一七號貴信ヲ以テ御申越ノ趣
拜承仍而同事業ノ實施並其ノ目的達成ニ對シテハ弊會トシテ最善ノ
努力ヲ致度ニ付右ニ御了承相成度此段回答申進候也

第二課長

昭和十三年四月五日 接受會

仁會

624

H-0250

0038

法財人同 仁 會

昭和十三年三月廿三日

對支防疫事業實施方法ニ關スル件

- 一 對支防疫事業實施ノ事實上ノ本據ヲ同仁會本部ニ置ク
- 二 宮川副會長、田邊專務理事、小澤經理部長及藤田主事ノ四名ヲ外務省囑託（但無給）トシ對支防疫事業ニ關スル事務ヲ行ハシム
- 三 本件事業實施ノ爲ニ支那ニ出張スル者ハ現職ノ體外務省囑託ノ辭令ヲ受クル外軍ノ囑託ト爲リテ軍ノ轄下ニ屬ス
- 四 大藏省ノ承認ヲ得ハ昭和十四年度以降ニ於テハ本件事業實施ノ主体ヲ同仁會トス

以上

法財人同 仁 會

拜啓陳者現ニ皇軍ノ占據スル北支及中支ノ實狀ニ鑑ミ殊ニ近ク溫熱ノ候ヲ控ヘ同地方ニ於ケル防疫事業ノ實施ハ焦眉ノ急ト認メラルルニ付外務省ニ於テハ軍部當局トモ協議連絡ノ上北京及上海方面ニ夫々防疫機關ヲ設ケ防疫ニ關スル調査、研究竝ニ防疫藥品ノ製造其ノ他ノ事業ニ從事セシムル方針ヲ決定シ不取敢本件研究所設立準備旁現地當面ノ事態ニ適應スル爲臨時防疫班ヲ組織シ北支及中支方面ニ派遣スルコトト致度防疫事業ノ帝國國防上極メテ重要ナルニモ鑑ミ旁人道上極メテ有益ナルコトト認メラルルニ付テハ右實施ニ關シ將來御依頼ニ及ブコトモ有之ヘク其ノ節ハ何分ノ御助力相煩度此段得貴意候 敬具

昭和十三年三月二十五日

堀 内 外務次官

財團法人同仁會
林 權 助

文化一普通第六一七號

昭和十三年三月三十日

財団法人同仁會

外務次官 堀内謙介

財団法人同仁會會長 男爵 林 權助 殿

對支防疫事業實施方ニ關シ依頼ノ件

對支防疫事業實施方ニ關シテハ曩ニ及御依頼置タル處今般大要別紙
對支防疫事業方針ニ基キ實施スルコトトシ之カ實行機關トシテ對支
防疫事業部ヲ設ケ昭和十三年度ニ於テハ右本部ヲ貴會内ニ置キ貴會
職員ニ本件事業援助ヲ御依頼致度尙昭和十四年度以降ニ於テハ經理
上ノ手續完了ヲ俟ツテ貴會ヲ事業主体トスルコトト致度意嚮ナリ就
テハ右様御了承ノ上本事業ノ實施竝其ノ目的達成方ニ關シ御盡力相
煩度此段御依頼申進候

法財團 同仁會

昭和十三年三月廿五日

對支防疫事業方針案

目的

支那ニ於ケル防疫ニ關スル調査、研究並防疫ノ實行ヲ目的トス

機關

右目的ヲ實行スル爲北京及上海方面ニ防疫研究所ヲ設立ス

事業

防疫研究所ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

- (一) 防疫ニ關スル調査、研究
- (二) 防疫藥品ノ製造並供給
- (三) 防疫ノ實施
- (四) 防疫ニ關スル教育

臨時事業

當面ノ事態ニ適應スル爲臨時防疫班ヲ組織シ北支及中支方面ニ派遣

法財團 同仁會

ス

右防疫班ハ出來得ル限り速ニ編成シ差當リ北京及上海ニ派シ現地派遣軍ノ麾下ニ入り應急ノ事業ニ着手スルト共ニ防疫研究所設立ノ準備ヲ爲スモノトス

防疫研究所設立ヲ見タル際ハ防疫班ハ解消ス

事業主体

本事業ハ昭和十三年度ニ於テハ事業本部ヲ同仁會内ニ置キ昭和十四年度以降ニ於テ經理士ノ手續完了スルニ於テハ事業主体ヲ同仁會トス

經費

本事業經費ハ外務省文化事業部ヨリ支出ス

0041

H-0250

部長

第一課長

米内山領事

第二課長

川口副領事

1.2.6

要再回

米内山領事

秘

防疫事業計畫ニ關スル件

昭和十三年三月卅一日 官崎

庫

三月卅一日午前本件ニ關シ同仁會田邊理事ヨリ左ノ通報告アリタリ
 本件ニ關シ全國ノ専門家ノ援助ヲ得ル目的ヲ以テ官川副會長ハ京
 都醫學大會開催中前記専門家乃至ハ關係者ヲ集メ本件計畫ヲ披露ス
 ル豫定ナリ、尙右ニ必要ナル費用ハ防疫事業費ヨリ支出スル事トシ
 不取敢官川副會長ニ隨行上洛セル檜山事務官ニ假拂ヲ爲シ置キタリ
 右支出金ハ官川副會長歸京後本拂ニ整理ノ事トス
 右ノ中經費支出ノ件ニ關シテハ官崎ヨリ一應差支無キ旨ヲ話シ置タ
 リ

(終)

外務省

13.1

H-0250

0042

大化事書局長

第一課長 直

秘

昭和十三年四月七日

防疫事業實施ニ關スル件

四月七日宮川同仁會副會長ヨリ左ノ通電話アリタリ

「今回京都ニ於テ開催セシムル第拾回日本醫學會ヲ機トシ今次支那事

變ニ際シ防疫事業ノ極メテ必要重大ナル所以ヲ説明シ此度同仁會

カ非常ナル決心ヲ以テ難キヲ忍ンテ外務省ノ依頼ニ應シ防疫事業

ニ着手セル次第ヲ披露シ同會ニ集合セル斯會關係者ノ諒承ヲ得タ

リ
本事業ハ中支方面ニ於テハ海軍側トノ連絡亦必要ナルヲ痛感シ同

會出席中ノ海軍側係官梅田防疫事業ニ關シ豫メ了解ヲ求メ置キ

タリ同會出席中ノ陸軍省小泉醫務局長了解ヲ取付ケタルハ勿論ナ

リ

ニ同會出席中ノ北海道帝國大學總長及大阪醫科大學關係者ヨリ夫々

防疫ニ關シ同大學所屬教授ノ現地派遣方ニ付諒解ヲ求メ置キタリ

外務省

13.1

要旨

米内山領事

大阪醫科大學ニ於テハ教授派遣等ノ件ハ元來教授會ノ開催ヲ俟テ

決定スヘキ筋合ナルモ本件ノ重大性ニ鑑ミ總長等ニ於テ全責任ヲ

以テ教授現地派遣ノ件ヲ引受ケルハ内務省ノ第一ノ

三傳染病研究所々員派遣ニ關シテハ首席研究所員高木逸磨ノ派遣ノ

事ニ話纏レリ尤モ高木所員ハ東京市經營ノ駒込病院長ノ現職ニ在

ルニヨリ同研究所員派遣ノ事ニ付テハ東京帝國大學總長ヨリ正式

ニ東京市ニ依頼ノ事ニ長與帝國大學總長ノ快諾ヲ得タリ

四防疫ニ關シ各大學ノ教授又ハ研究所員等ノ現地派遣ニ關シテハ一

應現職ノママ支那ニ出張スル事トセルヲ以テ右派遣ニ關シテハ豫

メ文部大臣ノ了解ヲ取付ケ置ク事必要ナリ付イテハ右ニ關シ可然

文部省側ニ御交渉ヲ乞フ

五防疫事業現地派遣員顔觸大体決定ノ上ハ専門家並庶務係官等ヲ一

應現地ニ出張セシメ大体ノ本件實施案ヲ立案セシムル事必要ナリ

此等ノ一行ハ可成四月二十日前後ニハ本邦ヲ出發セシメタシ

外務省

13.1

H-0250

0043

右一行ハ現地ヨリ歸國ノ上五月ニ入り防疫事業
運ヒトナルコトト存ス
略儀乍ラ右ヲ以テ報告ニ代フ

本籍現地出動ノ
ハ本格的ニ

尚別添討畫案ヲ参照

外務省

13.1

H-0250

0044

運送... 運送... 運送...

第二... 山...

重要書教

昭和十三年四月八日

總發第二九八號

昭和十三年四月八日

同仁會會長 男爵 林

外務大臣 廣田弘毅殿

權

助

昭和三十二年四月八日
法財團 同 仁 會

第二... 13.4.16

今般弊會外務者ヨリ對支防疫事業ノ實施方被囑セラレ候ニ就テハ之
カ調査實行ニ關スル準備ノ爲差當リ防疫班長ヲ來ル本月二十五日頃
北支並中支方面ニ派遣致度豫定ニ有之候ニ付現地ニ於ケル指導其他
諸事ニ關シ特別ノ援助ト便宜御供與相成様致度此段奉願上候
追而兩班ノ出發期日其他ニ關シテハ確定次第御通知可申上尙右派
遣ノ趣旨等ニ付テハ貴方ヨリ現地ニ於ケル各關係官ニ豫メ御通報
御下命相煩ハスヲ得ハ幸甚ニ有之右申添候

H-0250

0046

同仁會 四週 運多
 本信ノ 趣多ク 不取致
 陸軍ニ 運達スル 方
 下入リ
 海軍ノ 方ニ 趣多ク 不取致
 中

兼山領事

第二
 13.4.16

13.4.8

重要書款

總發第二九八號

昭和十三年四月八日

同仁會會長 男爵 林 權

外務大臣 廣田弘毅殿

取

今般弊會外務者ヨリ對支防疫事業ノ實施方被囑セラレ
 カ調査實行ニ關スル準備ノ爲差當リ防疫班長ヲ來ル本
 北支並中支方面ニ派遣致度豫定ニ有之候ニ付現地ニ於
 諸事ニ關シ特別ノ援助ト便宜御供與相成様致度此段奉
 追而回班ノ出發期日其他ニ關シテハ確定次第御通知
 遣ノ趣旨等ニ付テハ貴方ヨリ現地ニ於ケル各
 御下命相煩ハスヲ得ハ幸甚ニ有之右申添候

H-0250

0047

第一課長 田

防疫事業関係

胃分 宮川博士より電話要領左記ノ通

米内山領事

記

(1) 高木町上谷に三子校。四月分午前十時平

頃文化事業部、挨拶ニ出ル

(2) 町上谷に西氏。上海方面より高木町。北条

方面。夫々四月口立。六リ七リノ足止ニ付

初有漏洩ト云々手使、執事(現ニ町長及事業部並南目の上)

(3) 文部省より贈送ノ手記了

(4) 四月十四日午後五時平 医学雜誌因何より東京

今頃、町長より防疫事業計画、表紙ニ添え下

西文化事業部より西深長及米内山領事ノ手記了

要務課

米内山領事

外務省

以上

第一課長 田

第二課長 了

(美濃半截野紙)

防疫事業

APR 8 1938

市駒込病院長 高木定彦 査査長

省に市立有。計した。既ニ長年

係長より世及ニ現職ノ他、此ニ

下月迄情状ニ外務省より

次更名より左記ノ公文ニ

照会スル也

高木定彦 授ノ希望

米内山領事

外務省

(12. 12)

(12. 12)

H-0250

0048

(美濃半截野紙) (イ)

秘

防疫事業関係

第一課長
米内山領事
第二課長

中件：内し 四月八日午前九時迄可有神林
 軍医大佐ヲ往訪シテ 今回 高木 谷口 井上
 三市大子授カ 夫々防疫班ヲ引奉 故支方決テ
 一週 次方ヲ告ケ 左記ノ通 打合ヲ遂ケテリ

記

(1) 陸軍側、高木冬に井上三子授及之ニ
 進件ニ由テ、車訪及テ、外訪有鳴証ノ結
 合ヲ受テ、後一平ノ鳴証トトスニシ。

(2) 前記手続ノ内左ノ者類ヲ調件ルシテ陸軍
 有ニッ通 際了也

米内山領事

外務省

(12. 12)

(美濃半截野紙) (イ)

(1) 故支防疫班多ノ類推可ス上 及
 各名ノ履歴書 (四手車訪及ニ由ル)

(2) 事業計画一概要

(3) 防疫期間

(4) 防疫ノ方面

以上

高島神林大佐、今回高木三子授分ニ及、
 人選ハ亦ニ詳チトシテリ。

外務省

(12. 12)

H-0250

0049

H-0250

0050

發信用		執務用	
主信	2		2
附	甲		
	乙		
	丙		
	丁		
備考	620		



第二課長
馬

文書課長	文書課發送昭和拾參年四月拾日發送済	淨書 (藤野)	正校 (原稿)	(淨書)	
主任	文化事務課長	主任	第一課長	昭和十三年四月十一日起草	
機密第一	六四四號	昭和拾參年四月拾日	日附		
受信人	梅津陸軍次官 山本海軍次官	各通	堀内次官		
件名	對支防疫班派遣ニ由ル件				
公信案	<p>財団法人同仁會ニ於テ當方助成ニ下シ同會内ニ臨時對支防疫事業部ヲ設ケ支那ニ於テ防疫事業ヲ進メルニトシ不取敢當面ニ事業ニ進出スル旨ニ臨時防疫班二班ヲ編成一班ヲ支那ニ一班ヲ中支ニ派遣スルニトシテ其ノ及御機宜ニ依リ當方事務一トニ本件事業ヲ開始スルニトシテ現地ニ於テ總テ派遣軍隊下ニ入り其ノ指揮一トシテ行動ヲサシテト致度ニ付テ右様了美ノ上該防疫班ノ活カシク現地活動ニ向シ出來得ル限リ指導並便宜供與方何令ノ御取慮相煩高該班一班分氏右並日程ヲ決定次第進報スヘク不取敢右御依頼ニ依リ申上</p>				
公務案	外務省				

昭和十三年三月九日

製

對支防疫事業方針

目的

支那ニ於ケル防疫ニ關スル調査、研究並防疫ノ實行ヲ目的トス

機關

右目的ヲ實行スル爲北京及上海方面ニ防疫研究所ヲ設立ス

事業

防疫研究所ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

- (一) 防疫ニ關スル調査、研究
 - (二) 疫拔藥品ノ製造並供給
 - (三) 防疫ノ實施
 - (四) 防疫ニ關スル教育
- 臨時事業
- 當面ノ事態ニ適應スル爲臨時防疫班ヲ組織シ北支及中支方面ニ派遣

ス

右防疫班ハ出來得ル限り速ニ編成シ差當リ北京及上海ニ派シ現地派遣軍ノ麾下ニ入り應急ノ事業ニ着手スルト共ニ防疫研究所設立ノ準備ヲ爲スモノトス

防疫研究所設立ヲ見タル際ハ防疫班ハ解消ス

事業主体

本事業ハ昭和十三年度ニ於テハ事業本部ヲ同仁會内ニ置キ昭和十四年度以降ニ於テ經理上ノ手續完了スルニ於テハ事業主体ヲ同仁會トス

經費

本事業經費ハ外務省文化事業部ヨリ支出ス

要回

米内

第一隊長
米内
第二隊長
了
川

防疫事業

同仁会 田中 理事 四月十日 東京 支那 報告 了

(一) 上海 新聞 付 了
了 之 訂 可 回 電 情 (別紙 係 四一)
(二) 支那 支那 風 土 人 文 一 行 一 内 了

田北支方面

班長

高木 逸磨

石井 信太郎

中川 錦一郎

日下 支隊 中

外務省

(12. 12)

(美濃半截野紙) (3)

原
APR 18 1938

田中支方面

班長

谷口 映二

井上 善十郎
吉田 諦 視

西村 達三

東 義一

中務 目下 支隊 中

以上

(美濃半截野紙) (3)

外務省

(12. 12)

H-0250

0052

外務省へ

別紙

APR 13 1938

防疫事業計画ニ関シ奉電ノ件

昭和十三年四月八日、上海自然科学研究所長新城博士
より入澤達吉博士宛に電報アリヌリ。

(上記)

中文占領地区ニ付シ同仁会ニ於テ防疫事業計画
進行中ノ由ナルが爲上海ニテハ現ニ防疫委員会ヲ
編成シ我研究所ニ協力中ナリ。

防疫費ノ一部ヲ我研究所ニ配當サレヤウ希ヒス。
可然ク配當ヲ乞フ。新域

一右ニ付シ入澤博士より實川副会長ノ意見ヲ承ケテ之ニヨリ

財團 法人 同仁會

回到會長ハ口頭ヲ以テ要旨ヲ如キ回答ヲ爲シタリ。

(記)

防疫事業ヲ如何ニシテ開始スベキヤニ就キ
北支中文ニ至急官報、岩口君等ヲ派遣ノ事
尤モ付要求ノ件、其ニテ決定シ度シ、又出先ニ於
テ岩口君等ニ申事等、其旨令アリ度シ、但シ
防疫費ノ多額ナラザルニ依リ同仁会より右ヲ分
スルハ却テ困難事ナリト思料ス、尤モ自然科
学研究所員トハ連絡ヲトシ心算ナリ。

以上

H-0250

0053

第一課長

あ

防疫事業

米内山領事

あ

第二課長

川内領事

高木博士
 同に今藤博士
 及谷博士、夫々引寄せ、冬グループハ
 防疫團、社し、本隊ハ、由合ハ
 所々、合ハ、ミツ、以テ、小グループ、シ、遊ト、社シ
 社ト、申、セ、テ、ラ、セ、ル
 社、承、認、シ、テ、ラ、セ、ル

原

APR 16 1938

米内山領事

外務省

(美濃半截野紙)

(12. 12)

H-0250

0055

H-0250

0058

<table border="1"> <tr> <td>主信</td> <td>↑</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>附</td> <td>甲</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乙</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>丙</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>丁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">626</td> </tr> </table>		主信	↑	↑	附	甲	↑		乙			丙			丁		備考	626		<p>東亞局長 第二課長 第一課</p>	
主信	↑	↑																			
附	甲	↑																			
	乙																				
	丙																				
	丁																				
備考	626																				
<p>文書課長 (蓋印)</p>		<p>文書課發 昭和拾參年四月拾八日發送済</p>																			
<p>主 管 文化事務課長 任 第一課長</p>		<p>淨書 (蓋印) 正校 (原稿) 昭和十三年四月一 三日起草</p>																			
<p>受 信 人 名 在上海 谷 公 使 外宛先別記ノ通</p>		<p>名 件 録 記 廣 田 大 臣</p>																			
<p>公 信 案</p>		<p>外 務 省</p>																			
<p>對支防疫事業ニ關スル件</p>																					
<p>對支防疫事業ニ關シテハ昨年度ニ於テ傳染病研究所長醫學博士官川米次外五名ヲ北支ニ派遣シ其ノ準備調査ヲ爲サシメタルコトハ御承知ノ通りナル處今般右調査ノ結果大要別紙「對支防疫事業方針」ヲ決定對支防疫事業ヲ實施スルコトトシ本事業豫算トシテ昭和十三年度ニ於テ金百萬圓ヲ計上シ其ノ實施ヲ外務省補助團體タル財團法人同仁會ニ委囑セリ同仁會ニ於テハ右委囑ニ基ツキ同會内ニ對支防疫事業部ヲ設ケ事業進行ヲ計ルコトトシ近ク防疫班ヲ編成北支及中支ニ派遣スルコトトナリタルニ就テハ委細別紙方針ニツキ御了承ノ上貴地軍部トモ十分御聯絡ノ上該防疫班貴地着ノ節ハ本件事業ノ目的ヲ十分達成セシムル様御取計相成度此段申進ス</p>																					
<p>公 信 案</p>		<p>外 務 省</p>																			

18 155

353

追テ本件防疫班編成並渡支日程其ノ他ニ關シテハ決定次第申進ス

(別添¹支防疫事業方針²并³添付⁴進⁵行⁶事⁷)
字作部
米剛田保

公 信 案		外 務 省
-------------	--	-------------

H-0250

0059

對支防疫事業方針

目的

支那ニ於ケル防疫ニ關スル調査、研究並防疫ノ實行ヲ目的トス

機關

右目的ヲ實行スル爲北京及上海方面ニ防疫研究所ヲ設立ス

事業

防疫研究所ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

- (一) 防疫ニ關スル調査、研究
- (二) 疫拔藥品ノ製造並供給
- (三) 防疫ノ實施
- (四) 防疫ニ關スル教育

臨時事業

當面ノ事態ニ適應スル爲臨時防疫班ヲ組織シ北支及中支方面ニ派遣

進

ス

右防疫班ハ出來得ル限り速ニ編成シ差當リ北京及上海ニ派シ現地派遣軍ノ麾下ニ入り應急ノ事業ニ着手スルト共ニ防疫研究所設立ノ準備ヲ爲スモノトス

防疫研究所設立ヲ見タル際ハ防疫班ハ解消ス

事業主体

本事業ハ昭和十三年度ニ於テハ事業本部ヲ同仁會内ニ置キ昭和十四年度以降ニ於テ經理上ノ手續完了スルニ於テハ事業主体ヲ同仁會トス

經費

本事業經費ハ外務省文化事業部ヨリ支出ス

		(宛先別記)	
	在上海	谷	公使
	在北京	堀内	参事官
	在天津	堀總	領事代理
	在上海	日高	總領事
	在南京	花輪	總領事
	在青島	門脇	總領事代理
	在濟南	森岡	總領事
	在張家口		
公	借	案	
外	務	省	

H-0250

0061

62



第二課長 原



總發第三二二號

昭和十三年四月十八日

同仁



昭和十三年四月十九日接受
法財人同 仁

仁

外務省
中

今般弊會臨時對支防疫事業部ヨリ左記編成ニ依ルニ班ヲ北支並中支
方面ニ派遣スルコトト相成リ右旅行日程別紙ノ通決定致候條右ニ御
了承相成度此段御報告旁々得貴意候

記

一、北支方面（北京ヲ中心トス）

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 班員 | 班長 | 班員 | 班長 |
| 傳研所員 | 東大教授 | 傳研所員 | 東大教授 |
| 東大助教授 | 醫博 | 東大助教授 | 醫博 |
| 石井 信太郎 | 高木 逸磨 | 石井 信太郎 | 高木 逸磨 |

H-0250

0052



文化事務局長

第二課

1913年四月拾壹日接受

Handwritten signature or initials.

重要

對支防疫事業ニ關シ内地各大學長等
ト連絡ノ件

三月三十一日東京ヨリ京都ヘノ汽車中ニ於テ陸軍省醫務局長ト面談本
件ニ關シ充分ナル意見ノ交換ヲ爲ス

第二課長
康



外務省今回ノ企ニ關シ醫務局長ハ全的ニ同意シタルノミナラズ宮川ガ
其ノ衝ニ當ルナラバ出來得ル限りノ支援ヲ爲サント言明セラル、尙内
地各醫科大學關係者ト連絡ヲ取ル件ニ付テモ諒解ヲ得タリ、其ノ席上
ニハ陸海軍部當局者出席ノ要ナキヲ附言セラル、次ニ北支防疫班長ト
シテ高木東大教授、中支防疫班長トシテ阪大教授谷口映二副班長トシ
テ北大井上教授ヲ派遣シタキ旨モ諒解ヲ得タリ

海軍省

海軍省醫務局長高杉博士トハ京都ホテルニテ面談事業計畫等詳細ニ説
明シテ完全ナル諒解ヲ得タリ、尙中支ニ於テハ海員防疫ニ關スル點ニ
付テモ特ニ協力ヲ求メタル處之亦快諾セラル、派遣人員候補者ニ付テ

626
米内山領事

モ諒解ヲ得タリ

三 楠本阪大總長、今北大總長トモ京都ニ於テ面談本事業ニ關シ隔意ナキ
意見ノ交換ヲ爲シ、谷口、井上兩教授派遣方ニ付キ諒解ヲ求メタル處
全的ニ贊意ヲ表セラル

四 四月一日京都ニ於テ谷口、井上兩教授ト殆ント終日本件ニ關シ意見ノ
交換ヲ爲シ協議ノ結果兩氏共滅私奉公ヲ約ス尤モ總長並ニ學部教授會
ノ贊成ヲ得ル迄ハ確答ヲ留保セラル

四月一日左記ノ各位ニ對シ別封ノ如キ案内狀ヲ發送シ四月五日午後二
時ヨリ京都ホテルニ懇談オ茶ノ會ヲ催スコト、ス

- 招待者名
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 長與 又郎 | 石原 忍 | 坂口 康藏 |
| 前田 鼎 | 盛 新之助 | 近藤 正二 |
| 杉村七太郎 | 赤岩 八郎 | 箕田 貢 |

H-0250

0053

今	楠本長三郎	山崎春雄	志賀亮
本島一郎	古武彌四郎	佐谷有吉	
石坂伸吉	田村於兔	高橋信美	
田村春吉	角尾晋	黒澤良信	
北島多一	島降徹	金杉英五郎	
溝口喜六	鹽田廣重	比企能之	
戸田正三	岡田和一郎	三田俊次郎	
中原市五郎	佐藤達次郎	血脇守之助	
星野貞次	角田隆	森島庫太	
西野忠次郎	入澤達吉	田村俊次	
井上善十郎	増田胤次	高木逸磨	
細谷省吾	谷口映二	田宮猛雄	
南大曹	矢追秀武	都築正男	
	北野政次	以上五十人	

四月二日ヨリ四日迄ハ京都ニ來會セル醫學界ノ重要人物ニ對シ出來得ル限本會ノ事業ニ對シ協力ヲ懇請シ諒解ヲ得タリ

特ニ阿部滿洲國衛生技術廠長、侯北京衛生局長等トモ懇談ス

五 四月五日京都ホテルニ於テ醫科出身ノ帝大總長及帝大醫學部長、同附屬醫院長、醫科大學長、醫學專門學校長等ヲ主賓トシテオ茶ノ會ヲ催シ別紙ニ依リ本事業ノ計畫全般ニ亘リ説明諒解ヲ求メ協力方ヲ懇請ス來會者左ノ如シ

東京帝大	坂口康藏	増田胤次
	都築正男	高木逸磨
京都帝大	前田鼎	森島庫太
北海道帝大	今裕	井上善十郎
九州帝大	赤岩八郎	
岡山醫大	田村於兔	
千葉醫大	高橋信美	

長崎醫大	角尾 晋
熊本醫大	黒澤 良信
日本醫大	鹽田 廣重
慶應大學	北島 多一
昭和醫專	岡田和一郎
滿洲醫大	入澤 達吉
	北野 政次
	田村 俊次
	西野忠次郎

以上二十人

右席上ニ於テハ一同協力方ニ關シ異議ナク同意セラレ、尙現職ノ儘出張スル際給與ノ點並ニ現地ニ於ケル身邊保護、不慮ノ突發事件等ノ際ニ於ケル取扱方ニ關シ質議應答ヲ爲ス、給與方ニ關シテハ大体同仁會救護班ニ準シ不慮ノ事件ニ際シテモ右同斷、今回ノ出張ハ大体六ヶ月トシ其ノ後ノ事ハ其ノ場合ニ考慮スルコト

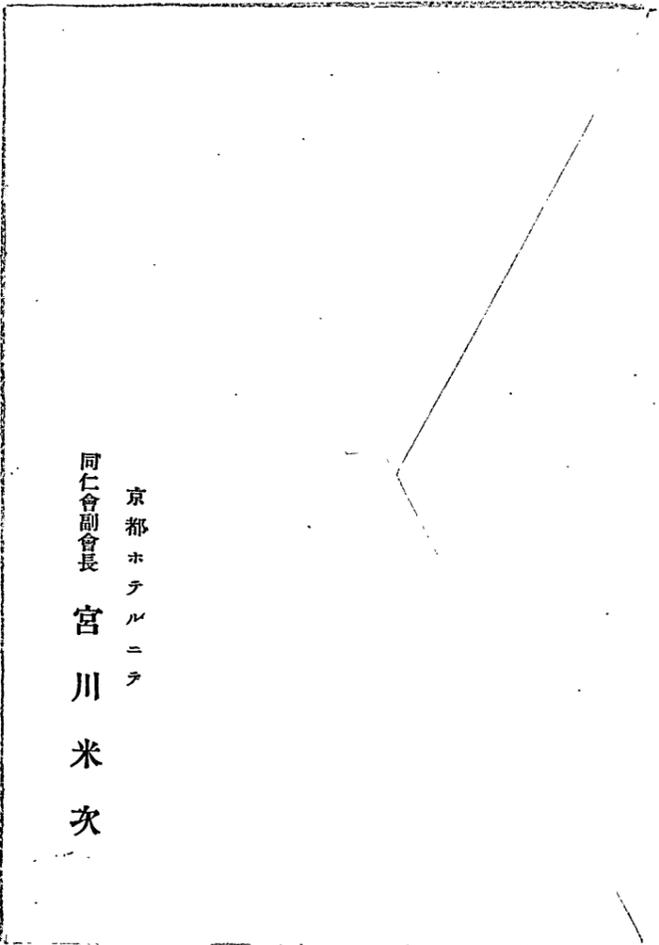
官吏出張中ノ給與ニ付テハ研究スルコト、シテ散會ス
右及報告候也

昭和十三年四月六日

同仁會副會長 宮川 米



蜂屋外務省文化事業部長 殿



京都ホテルニテ
同仁会副會長 宮川米次

H-0250

0066

謹啓奉暖ノ候ニ御座候處益々御清適奉慶賀候 陳者今般外務省文化事業部
ノ依頼ニ依リ同仁會ニ於テ對支防疫事業ヲ遂行スルコト、相成候處林同仁
會長ハ之ヲ田邊、宮川等ニ其ノ實行方ヲ委任セラレ候 余等ノ非才微力此
ノ大事業ニ當リ得ルヤ否ヤ頗ル懸念ニ不堪候へ共現下ノ重大時局ニ鑑ミ減
私奉公ノ躋ヲ固メ引受申候 元ヨリ斯カル大事業ハ本邦醫學ニ携ル人々ノ
熱誠アル御後援アルニアラザレバ達成セザル次第ニ御座候 幸ヒ今回日本
醫學會ノ開催ニ際シ斯學ノ大家諸賢當地ニ御參集相成候ヲ好機トシ右事業
ノ遂行ニ關シ御示教ヲ仰度御多用中甚御迷惑トハ存候へ共來ル四月五日午
後二時京都ホテルニ御來臨ノ榮ヲ得度此段御案内申上候 敬 具

昭和十三年四月一日

京都ホテルニテ

同仁會副會長 宮川 米次

殿

H-0250

0057

要再

米内山領事

外務省

大正

陸

第一課長

第二課長

昭和十三年四月十一日



防疫事業ニ關シ厚生省防疫官來部ニ
關スル件

四月十一日厚生省防疫官阿部敏雄來部林一課長米内山領事面會
外務省ノ對支防疫事業ニ關シ内容承知シ度旨希望アリタルヲ以テ概
要ヲ説明シ「對支防疫事業方針」ヲ示シタル處阿部防疫官ヨリ厚生
省ニ於テハ上海及天津ニ防疫官ヲ派遣シ居ルニ付何分ノ援助ヲ願ヒ
度シトノコトナリシニ付右ハ當方ヨリモ依頼致度キコトニテ何レ具
體案決定次第正式ニ御依頼スルコトトナルヘキニ付何分ノ聯絡協調
ヲ願度キ旨申入レ置キタリ

H-0250

0068

文化
B.4.30
厚生省

文化事務課長
第一課長
厚生省外豫第八二號

昭和十三年四月二十八日

米内山領事

厚生次官 廣瀬 久



昭和十三年 四月廿日 接
接

外務次官 堀内 謙介 殿

取

對支防疫事業ニ關スル件

今般財團法人同仁會ニ於テハ貴省助成ノ下ニ臨時對支防疫事業部ヲ設ケ支那ニ於ケル防疫事業ニ從事スル爲現地ニ防疫班ヲ派遣シ派遣軍指揮ノ下ニ行動スルコトト相成候趣四月十五日附文化一機密合第一六九一號貫翰ニ依リ了承致候處支那ニ於ケル防疫措置如何ハ本邦ニ於ケル防疫上極メテ重要ナル事項ニシテ當省ニ於テハ從來上海ニ防疫官ヲ駐在セシメ常ニ支那方面ニ於ケル防疫狀況ニ多大ノ注意ヲ拂ヒツアル次第モ有之將來今回ノ如キ計畫ニ付テハ豫メ本省ト充分連絡ヲ執ラ

何トカ
事
第一課長
厚生省

ル様特ニ御考慮相煩度

厚生省

規格 B. 5.

規格 B. 5.

H-0250



同仁會の北支
及び中支進出

同仁會副會長宮川米次氏は十四日醫事雜誌を東京會館に招待して、外務省の對支防疫方針を別項(六頁)の如く發表したが、その席上同仁會がこの事業を引受くるに到つた經過を左の如く語つた。

當初文化事業部がこの計畫を樹てた際は、會計上種々な不便を生じたのであるが、私等が外務省及び軍の囑託(無給)となり従來この方面の事業を行つて來た同仁會に本據を置き、軍の部下に於て活動することとなつたのである。

當面の事業は臨時防疫班の派遣と北京及び上海方面に防疫研究所を設け、將來は各地の醫師の教育、指導と共に、一般の衛生をも指導することとなる。豫算は十四年度に百萬圓である。臨時防疫班は北支と中支に派遣するが一班五十名宛、各大學の援助を得て、現職の健任することとなる筈である。

宮川副會長は、支那の防疫、衛生事業開發のため、私等は昨年十一月外務省文化事業部の委託を受け、北支を約一ヶ月間に亘り視察した。その調査の結果は外務省局へ答申したが、私等の考へた對策は軍政上守られぬ點(あつて)八方苦心の結果漸く成案(別項)を得、同仁會が文化事業部の事業を代行することになつた譯である。

(原議用紙乙)

遣ス
右防疫班ハ出來得ル限り速ニ編成シ差當リ北京及上海ニ派シ現地
派遣軍ノ麾下ニ入り應急ノ事業ニ着手スルト共ニ防疫研究所設立
ノ準備ヲ爲スモノトス
防疫研究所設立ヲ見タル際ハ防疫班ハ解消ス
五本事業ハ昭和十三年度ニ於テハ事業本部ヲ同仁會内ニ置キ昭和十
四年度以降ニ於テ經理上ノ手續完了スルニ於テハ事業主体ヲ同仁

電信案

外務省

(原議用紙乙)

會トス
六本事業經費ハ外務省文化事業部ヨリ支出ス(十三年度經費約壹百
萬圓)

電信案

外務省

H-0250

0074

第二課長
東亞局
第一課
情報部
第一課
條約局
第三課
文化事業費



(分類 62)

基ツキ大要別電ノ如キ對支防疫事業方針ヲ定メ
之ニ依テ支那ニ於ケル防疫事業ヲ實施スルコトニ決
定シ外務省補助団体ナル同仁會内ニ臨時對支防
疫事業部ヲ設ケ同會ヲ事業主体トシ大學其ノ他
各關係機關ノ援助ヲ得防疫班ヲ組織シ支及中
支ニ派遣スルコトナリ不取敢帝國大學教授兼傳染
病研究所々員醫學博士高木逸村以下五名ヲ北

電信案

外務省

(原議用紙乙)

電、信、案	册	電送第 11297	11298 號	管主 文化事業部長
	略本	昭和 13. 4. 30	時 分 發	任主 第一課長
		件	宛	
		ニ關スル件	在壽府 宇佐美局長代理 在米 齋藤大使	昭和十三年四月二十八日 前田
		合第一三三〇號	對支臨時防疫班派遣	廣田外務大臣
			名件録記	
外務省				

電信課長

電信課發電係

30 65

高木

形 13.4.30

情 13.4.30 廣

條三 13.4.30 受付

H-0250

0075

(原議用紙乙)

支方面へ大阪帝國大學教授醫學博士谷口勝二

以下六名ヲ中支へ派遣シ一應準備調査ヲサシメ其

ノ結果ヲ俟テ更ニ相當大規模ノ防疫班ヲ組織

シ北支及中支へ派遣ノ豫定ナリ右御了知ノ上適

宜宣傳方御措置相成度

本電別電ト共ニ
壽府ヨリ在歐各大公使へ暗送アリ度シ

本電宛先 在壽府帝國事務局長、在米大使

電 信 案

外 務 省

H-0250

0076

第二課ノ二

祕

昭和13 一 二 一 二 三 三
暗
北京 五月一日後發
本省 一日後着
文化

附 田外務大臣

堀内参事官

第六二八號

文化一普通合第五七三號貫信ニ關シ

防疫班（約三十名六箇月滞在）事務所及宿舍ニ充當スヘキ家屋ニ付
軍及支那側ニ於テ極力物色シタルモ適當ナルモノ見當ラサル處軍及
高木博士ヨリ東方文化事業總委員會建物ヲ借用シ度キ旨申出テ居ル
ニ付右可否何分ノ儀御回雷アリ度シ（總委員會側ト打合濟）（了）

電信寫



高

外務次官茶會招待ニ關スル件

場所 外務次官官邸

日時 五月二十四日(火曜日)午後三時半

對支防疫北支班長	醫學博士	高木
對支防疫中支班長	醫學博士	谷口
對支防疫中支班員	醫學博士	井上
第四診療救護班班長兼	防疫班長	越川
同仁會	副會長	兒玉
	副會長	川米
	專務理事	田邊
	經理部長	小澤
主事		藤田

外務省

13.3

H-0250

0079

川口領事館

字

秘

昭和十三年五月二十五日

同仁會田邊事務理事ト宮崎ト會談要領

五月二十五日午前宮崎ハ越川軍醫中將ニ答禮ノ爲同仁會ニ往訪シタル際田邊理事ト大要左記ノ通談話セリ。

(一)防疫思想ノ普及方法トシテ活動寫眞利用ノコト

右ハ支那人大衆ノ衛生思想普及ノ方法トシテ宮崎ノ思付ノ優先方ノ注意ヲ喚起シタル處此レニ對シ田邊理事ハ同仁會モ既ニ相當考慮シ居ル次第ニシテ今少シク研究ヲ進メ度ト云ヘリ

(二)防疫事業及醫療救護事業經費

右ニ付田邊理事ハ五月二十三日宮川副會長ハ右兩事業ノ經費ハ年度末迄ニ各百萬圓宛合計貳百萬圓ノ不足ヲ生スト考ヘ居ル旨次官ニ内附セリト洩セリ

此レニ對シ宮崎ハ右二事業ハ共ニ列國環視ノ的ト爲リ居ル際ナレ

外務省

18.4

ハ極力完全ナル事業ノ遂行ヲ計リ當初ヨリ目途セル目的ヲ達スル様致度ト言ヒ置キタリ

(三)北支ノ支那醫科大學長ノ件

田邊理事ヨリ北支ノ支那大學復興問題ニ付質問アリタルニ付宮崎ヨリ概略説示セリ

右ニ對シ同理事ハ永井博士渡支カ萬一實現セサル場合ニハ高木逸磨博士ヲ推薦スル様御配慮アリ度ト言ヒタリ

右ニ對シ宮崎ハ右ハ一應面白キ案ナリト云ヘリ

尙右ニ關聯シテ宮崎ハ北支ニ於テハ日本人ノミヲ收容スル滿洲醫科大學程度ノ單科大學ヲ考慮セル旨モ話シタルカ田邊理事ハ同仁會トシテハ主トシテ支那人醫育問題ヲ考慮シ居ル次第ニシテ過日宮川博士ハ堀内次官ニ意見ヲ申述フル豫定ナリシモ其ノ機會ヲ得サリシナリト云ヘルヲ以テ宮崎ハ本件ニ付テ同仁會ヲ考フル所ヲ建議書トシテ提出アリ度ト指示セリ。

外務省

18.4

H-0250



④各防疫班長ノ給與問題
右ニ付テ田邊理事ヨリ腹案ヲ内示セル處大体妥當ナルヲ認メ承認
シ置タリ、各名ノ交際費百五十圓乃至二百五十圓ヲ含メ給與月一
千百圓内外ナリ。

以
上

外
務
省

H-0250



電信課長 森

大臣

次官

東亞

歐亞

米洲

通商

條約

情報

文報

調查

人務

儀典

文書

會計

會務

秘書官

寫送先

13.6.2

要再回文化庶務

外務省

昭和13

一四七三三

平

本省

五月廿六日

後發
廿六日夜着

文化、亞

堀内外務次官

臺灣總務長官

總警第一二一號（至急、親展）

五月廿四日貴電防疫班應援方ノ件諒承、右派遣員ニ對スル旅費、手當其ノ他諸給與ニ付詳細御回報ヲ請フ（了）

H-0250

0002

秘

第一課長

五

(美濃半截野紙)

改定

第二課長

昭和十三年四月十二日

防疫事業関係件

判

四月十二日同仁會藤田主任より電告
要領

一、上海新中街長三入り澤博士(大要左
一、通未電アリタリ

中支占領地ニ對シ同仁會ニ於テ防疫事
業計畫進行中ノ由ナルカ尙上海ニテハ
現ニ防疫委員會ヲ締成シ俄カ研究
所カ協力中ナリ防疫費ノ一部ヲ協研
在所ニ配當サル、標希望ノ可樂所配當
ヲ請フ

(12. 4)

外務省

分帳打主ノ行動
不可解ナリ

要再回

米内山領事

(美濃半截野紙)

二、右ニ關シ入澤博士より宮川副會長ハ
問合アリタルコトヲ宮川副會長ハ大要
左ノ通り入澤博士(返事)ニ送キタリ

防疫事業ヲ如何ニ方法ニテ開始ス
(キヤ)付北支中支ニ至急高木谷口
君等ヲ派遣ノ豫定ニ付要求ノ件ハ
具ノ上ニテ決定ス度シ又出先ニ礼テ
谷口君ニ所希望ノ点詳合アリタリ
尤モ防疫費ハ多額ナラザルニ依リ同仁
會ヨリ分配スルニ困難ナリト思科ス
此ニ研究員ト聯絡ヲトルモリナ
リ

以上

(12. 4)

外務省

H-0250

0003

高木及之、口内
 4、腹系概略
 列記、通
 大花
 MAY 19 1938

高木及之、口内
 4、腹系概略
 列記、通

要再回
 秋

防疫事業計画

北支派に高木逸磨博士報告要領
 北支に於ては、軍医部長及大壇細菌研究所菊
 池軍医中佐と協議あり、菊池軍医中佐、佐藤
 秀三博士と協議あり、事項は之に入主と為り、
 今回以て、概内容より異に、申合をせしむるに
 号カ折
 レシ
 (1) 北支防疫事業に差あり、大壇^{試験所}ヲ利用シテ
 血清 ワクセン、ノ製造ヲ主トス
 (2) 斑疹、斑疹、赤痢、研究を小、二十之
 名位トス、諒スナリ
 (3) 河洲医科大学ニ本件計画ニ多大ノ賛意ヲ表
 出向任、シテ必要トシテ、出向ノ任、防疫班ト

(美濃半蔵)

角五
 MAY 19 1938

外務省

(12, 12)

(美濃半截野紙) 3

上テモ支那語ノ有ル人何シ必アトモラ以テ汚大

アリモ五六名取ル心算アリ

(一) 竹本ニ塘沽及大沽ニ於テハ檢疫モ引受ケ

テモモ差当リ着手セズ

以上

(二) 青島揚南ニ必アニ注シ

防疫名ヲ伝ヘテ

(12, 12)

外務省

H-0250

0085

部長

第一部長
第二部長

防務司

防疫研究所員は
傳研系が獨占

に建設せよといふ意見もあり、
歸國後軍當局、外務省など關係
方面と協議して上海が南京が、
づれかに決定するが同じく北支
に生れる防疫研究所は東京傳染
病研究所を中心とするが、
び中支の防疫研究所は、大正帝大
と北海道帝大のコンビによつて
是非内閣外務省とも充實した新
機關を作りあげ、日支兩國國民
の福祿を計りたい、中支の移動
防疫班は南京、廣州、杭州の三
ヶ所に置かれるであらう、各班
に隔離病院を備へ、たとひ名目
は移動班であつても實質は傳染
病の豫防、患者の隔離治療を徹
底的にやらうといふのだから純
然たる傳染病院と同じでこれに
よつて保健衛生施設に一段と光
彩を放ち得れば幸である、云々

外務省の中支派遣防疫班長と
して十日南京入りした谷口阪
大教授は、彼地に設立する防
疫研究所の動向につき左の如
く注目すべき意見を發表し
た。傳研陣のこの獨占的計畫
は全國の各大學を刺戟するで
あらう。

○谷口教授談 中支においては
豫算五十萬圓以上を投じ防疫研
究所並に三班編成の同防疫班を
重要都市三ヶ所に設ける、防疫
研究所は日下上海に適當な候補
地があるが將來を考慮して南京

上海
南京

週刊 医学衛生 新聞 昭和十二年五月十八日 第八卷第三十号

H-0250

0086

文部省

第一課長
第二課長

昭和十三年五月二十三日

川口副領事

川口

對支防疫事業協議會ノ件

昭和十三年五月二十二日午後二時丸ノ内常盤家ニテ開會
出席者

同仁會側

宮川副會長、田邊理事、小澤經理部長、藤田外一名

防疫班側

高木北支防疫班長、江崎班員

谷口中支防疫班長、井上博士

文化事業部

林一課長、米内山領事

(甲) 宮川副會長ヨリ防疫班員ノ給與、名稱ニ關シ協議アリ大体左ノ

要再目

米内山領事

外務省

防疫班全體ノ件
本事業ノ件
仲ノ保所
百支レシ
也

通決定セリ
給與ニ關スル件

(イ)、防疫班ノ給與ハ同仁會診療班給與規定ヲ準據ス

(ロ)、現職ノ儘出張スルモノニ對シテ丸腰ノモノト區別セザルコト

(ハ)、危險ナル仕事セシ場合ノ手當

コレラ、ペスト、發疹チフスノ防疫ニ従事セシ場合ハ本俸日割ノ百分ノ二十以下給スルコト、

之等ノ診療ニ従事セシ場合ハ本俸日割ノ百分ノ十以下ヲ支給スルコト

ソレ以上支給セントスル場合同仁會本部ト協議スルコト
其ノ他極メテ危險ナリトスヘキ傳染病ノ防疫又ハ診療ニ従事セシ場合ハ之ニ準スルコト

外務省

13.3

14.3

H-0250

0007

(2) 右取扱振りハ南北兩班長ニテ一應協議ノコト
 (一) 出張ノ場合
 現職ヲ有スル囑託ノ出張ニ對シテハ車馬賃及宿泊料實費ヲ給ス
 ルコト
 二名稱ノ件
 同仁會ニ於テハ左ノ通呼稱スルコト
 臨時對支防疫事業部
 北支防疫班
 中支防疫班
 現地ニ於テハ現地協議ノ結果ニ依ルコト
 中支防疫事業本部(中支)
 北支防疫班(北支)

次ニ谷口中支防疫班長ヨリ中支出張ニ關シ報告アリ(別紙參照)

外務省

(丙) 右ニ關シ大体左ノ通り説明並希望アリタリ
 (一) 本年度ニ於テハ大体防疫ノ實施ヲ主トシ研究調査其ノ他ノ研究
 所ノ事業ハ明年度ヨリ實施ス
 (二) 建物及設備ハ軍ヨリ提供ノ豫定ナルモ不取敢ワクチン、痘苗等
 製造ノ爲上海自然科學研究所建物及設備ヲ利用シタシ
 (三) 右需要ニ應スル爲現在建築作業中止中ノ病棟ヲ設計變更シ臨時
 應急ノ製劑部ノ事業ニ適スル様ニ改築シ小規模ナカラ完全ナル
 設備ト致度シ
 (四) 上海自然科學研究所利用ノ件ニ關シテハ新城所長トノ間ニ假ニ
 覺書ヲ交換セリ右ニ依リ關係機關ノ審議ヲ致度シ
 (五) 中支防疫部上海分班班長トシテハ桃山病院院長澤順^三(?)ヲ南
 京分班長トシテハ福州博愛病院院長ヲ豫定シ居レリ
 (六) 臨時中支防疫本部組織其ノ他ハ別紙ノ通

北防疫班ノ組織其ノ他ニ關シテハ仍ホ立案未定成ナルヲ以テ説明

外務省



ヲ省略スルコトトシ大体中支案ニ準ジテ立案スベキ旨高木班長ヨ
リ述ヘ午後五時三十分散會セリ

以上

外務省

18.4

中文特展第五二九號

同仁會防疫事業部ニ對スル計畫案送附ノ件

昭和十三年五月十二日 上海烟部隊特務部長 原田熊吉

同仁會長 男爵 林 權助 殿

上海烟部隊

同仁會中支那方面防疫事業ニ對シ上海烟部隊特務部計畫案別紙

通シ送付ス 五月二十日午後三時、東京ニシテ

二十三日發
同仁會防疫事業部

シマニテ外務省四ノ
意見書開けりて

論

一、給付ノ件

診察ノ改善(同同仁會ニ基キ)
同給付ノ改善(下ニ行ク)
診察所ノ多ク運用スル
谷口、上海ノ防疫ノ件ニ對シテ
班長ニ書カセテ
特許診察所(傳染病ノ專門)
ノ設ケル事ヲ

診察所ノ設置(同同仁會)
而シテ

三、危険ノ行方ニ對シテ

本會
20%以下、班長ノ自由裁量
ハシテ同會本部ノ防疫ニ
コト等ノ診察ニ從事スル
10%以下
以上ノ本邦下位

二、現職ノ修養

現職ノ人ノ修養ノ事
現職ノ修養ニ對シテ
丸腰ノ人ト巨妙ノ人ト
本職ノ人ト
本會ニ對シテ、ハシテ
テニ可クハマシテ
同會防疫事業部ニ對シテ
申出ル事

四、出資ノ件

出資ノ件
本會ニ對シテ、ハシテ
同會防疫事業部ニ對シテ
申出ル事

同仁會防疫事業部ニ對スル計畫案

一 防疫班、待機中
ハ、
防疫班、待機中
ハ、

中支那派遣軍
特務部

方針

- 一 中支那派遣軍ノ隷下ニ入り軍占領地地方一般ノ防疫ニ任ス
- 二 防疫事業ヲ開始スルニ當リテハ緊急實施ヲ要スルモノヨリ着手シ漸次其ノ事業ヲ擴張ス
- 三 防疫事業ヲ遂行スル爲メニハ出來得ル限り既設ノ機關ヲ利用シテ應急ノ作業ヲ爲シ完全ナル施設ハ後日ニ俟ツ
- 四 事業ノ中心ヲ上海ニ置ク

要領

- 一 防疫事業遂行ノ爲メ本部ヲ上海ニ置キ必要ニミテ支部ヲ他地ニ設ク

各課

本部ヲ中支那防疫本部ト稱ス本部及支部ノ編制ハ別ニ定ム
中支那防疫本部ノ許ニ左ノ各部ヲ置ク

同仁會

- (一) 防疫部
- (二) 研究部
- (三) 製作部
- (四) 診療部
- (五) 防疫指導部

(一) 防疫部

各部ノ構成及業務次ノ如シ

防疫部ハ三個ノ班ヨリ成リ各班ハ自動車編制ニシテ移動性アルモノトス 各班ハ防疫部第何班ト稱シ必要ニヨリ班數ヲ增加ス

各班ノ業務ハ野戰防疫部ニ準シ病原檢索並理化學的検査ヲ行フ外

消毒及簡易ナル傳染病患者收療ヲ為シ得ル人員及裝備ヲ有マルモ
ノトス

防疫部ノ編制ヲ表示セハ概ネ次ノ如シ
防疫部編制表

防疫部		班	備考
醫長	一	長	一
事務員	一		班ノ各醫員ハ檢索消毒診療ヲ大々主トシテ分擔スルモノトス
助手	一		會計業務ヲ兼務ス
救護及材料掛	一		要スレハ看護婦ヲ兼用ス

裝備ニ關シテハ別ニ計畫ス

(二) 研究部

中支那方面ニ於ケル傳染病寄生蟲病風土病其他獸疫等ニ關スル微生物學的及血清學的研究、諸調査課報及情報ノ蒐集ヲ其ノ業務トス
之カ為メ上海自然科學研究所ト連繫ス

研究部ノ構成ハ別ニ計畫ス

(三) 製作部

「ワクチン」類、治療血清、疫苗各種ノ傳染病診斷液等ノ製作補給ヲ為スラ業務トス
前記防疫治療劑ハ現地ニ於ケル病源ヲ以テ現地ニ於テ速クニ製作スルヲ本則トス
製作部ハ日本内地ニ於ケル各傳染病研究所ト相連繫ス
製作部ノ建設ニ就テハ別ニ計畫ス

(四) 診療部

主トシテ中支那ニ於ケル傳染病ヲ收容治療スルノ外研究部及製作部ニ於テ必要ナル患者ヲ收療スルヲ以テ業務トス
之ク為メ必要ニヨリ傳染病院ヲ建設ス

診療部ハ又同仁會診療救護班ト密接ニ聯繫ス

診療部ノ構成ハ別ニ計畫ス

(五) 防疫指導部

北方一般ニ對スル防疫的指導宣傳及各部内職員ノ教育指導ヲ担任ス
防疫指導部ハ右ノ外中支那新建設ニ對シ上下水道糞尿塵芥處理等防疫學的若クハ衛生學的建設ノ諮問機關ヲラシム

防疫指導部ノ編制ハ別ニ計畫ス

四 各部ハ中支那防疫本部ノ統制下ニアリテ相互密接ニ聯繫スルモノトス

五 中支那防疫本部ハ任務達成ノ為メ上海自然科學研究所及同仁會診療救護班ト協調ス

六 中支那防疫本部ト中支ニ於ケル文化建設或ハ教育機關建設トノ將來ニ於ケル關係ハ別ニ研究ス

經費

七 經費ハ外務省對支文化事業部ヨリノ支出ニマツテ事業擴張スルニ從ヒ別途國庫ノ補助ヲ仰ク

臨時中支防疫本部

第一組 織

第二職 務

第三 各部編成

第四 豫 算

H-0250

0094

傳染病、風土病其他特殊¹病、發生狀況及ヒ之カ幾止ヲ促ス
 事情ヲ調査シ、其病原及ヒ促進的要素ノ研究ヲナシ豫防及ヒ
 治療ニ有効ナル手段ヲ講ス
 支那の衛生
 衛生

一 衛生建設部

市計並ニ必要ナル衛生工程及ヒ社會（保健）衛生ニ必要ナ
 ル施設ノ計畫 指導ニ當ル

一 防疫指導部

防疫並ニ一般衛生ニ必要ナル教育ヲ授ケ防疫員ヲ養成シ、他
 方ニ於テハ衛生思想ノ普及及ビ各種衛生問題ノ實地指導ニ當
 ルモノトス

一 製造部

豫防並ニ治療ニ有効ナル生物學的製劑即チ各種豫防ワクチナ

ンニ、各種治療血清、疫苗、製造、化學的製劑ノ製造、並ニ

診斷上必要ナル製品、駆蟲防毒ニ有効ナル製品ノ製造ニ當ル

二 診療部

傳染病ノミナラス一般患者ノ診療ニ當リテ民衆ニ醫療ノ思

慮ヲ浴ヒシムル他、特ニ調査研究部ト連絡ヲ保テ調査研究部

ノ職務遂行ニ便宜ヲ與フルモノトス

第三 各部編制（職制）

一 防疫本部

本部長 一名

次長 一名

一 總務部

部長 一（次長兼任）

一、上海防疫支隊

防疫支隊

冷川軍

區長

二、防疫支隊

六ヶ月

上海

精山防疫支隊

防疫支隊

(一) 上海防疫支隊

支部長

支部長

支部長

支部長

(二) 伊勢防疫支隊 (ニヶ班編成)

支部長

(四) 消毒班

班長

事務員

運轉士

助手

一 (防疫班長兼任)

一 (防疫班事務員兼任)

一 (防疫班運轉士兼任)

一 (今上助手兼任)

五 (一名普通自動車)

二

二

二

(ハ) 特殊診療班

班長	一	カ ル 名 の 出 る ラ ク キ ト
醫師	五	(上海の店名を記入)
事務員	二	
薬剤師	一	
看護婦	一	
特殊技術員	二	
小使	一	
掃除婦	一	
炊夫	二	

(ニ) 患者輸送班

班長	一	(特殊診療班長兼任)
運轉士	二	(防疫班運轉士兼)

(ニ) 南京防疫支部

看護手	四	(防疫班助手兼)
支部長	一	(専任)

(イ) 移動防疫班 (一ヶ班編成)

班長	一	(支部長兼)
醫師	三	
薬剤師	一	
事務員	一	
運轉士	三	自働車 トラック 二
助手	八	
炊夫	二	
小使	二	

H-0250

0098

北支防疫班指導要領

寺内部隊軍醫部

一、主要ナル研究調査事項

ノ軍防疫機関ノ業務

- (一) 調査
- (二) 研究
- (三) 試験
- (四) 薬品ノ製造
- (五) 補給
- (六) 防疫
- (七) 教育

2. 北支防疫班ハ右ノ内左ノ研究項目ヲ分擔ス

痘 瘡

狂犬病

寄生蟲病分布

カラアザール

發疹チフス

薬品ノ製造

×リテンシス

鼻 疽

脾 脫 疽

上水下水ノ調査

技術者ノ養成

二、編成及業務

ノ編成ハ北支防疫班ニ於テ担任スルモノトス

但シ必要ニ應ジ他ノ地域ニ勤務スルコトアリ



三 組織 班長 班員 雇傭人

三 班長ハ軍防疫部長ニ隷シ班ノ統制ヲ圖リ班員以下ノ人事並ニ經理ニ關シ其責ニ任ス

但シ人事ニ關シテハ防疫部長ノ區署ヲ受ノルモノトス
四 班長以下ノ勤務ハ防疫部長之ヲ命課ス

三 經理

イ 給與

(一) 班長以下ノ俸給ハ所管官廳ノ負擔トス

(二) 旅費雇傭人ノ經費ハ外務省ノ負擔トス

二 宿舍

場所ノ選定ハ軍ニ於テ便宜ヲ計ル

但シ所要經費ハ北支防疫班ニ於テ負擔スルモノトス

五 作業場

自動車及運轉手ハ班ニ於テ用意スルコト

六 待遇

軍ノ囑託トス

四 業績ノ報告發表

イ 班員ハ所定ノ報告ヲ防疫部長ニ提出スルモノトス

ニ 業績ハ軍ノ許可ナクシテ部外ニ發表スルコトヲ得ス

北支防疫班ニ關スル協議事項 軍臨時防疫部
一 防疫ノ方針

一 軍ノ防疫機關ハ戰闘ヲ基準トシテ軍ノ要求ニ應スル傳染病ノ豫
防消毒ノ實施並指導ヲナスヲ目的トス

二 北支防疫班ハ北支ノ特殊性ニ鑑ミ軍ニ隸屬シ軍防疫部ニ配屬セ
ラレテ防疫業務並防疫用各種製品ノ製造及検査ヲナス

二 實施要領

一 北支防疫班ハ左ノ項目ヲ調査研究スルモノトス

痘瘡、狂犬病、寄生蟲、發疹チフス、再歸熱、コレリヤ、カラ

アザール、鼻疽、炭疽、メリランゲス、藥品ノ製造、上水下水

ノ調査、防疫教育

二 必要ニ應シ各地ニ派遣シ勤務スルコトアリ

三 業績ノ報告

班員ハ毎日及業務終了後報告ヲ防疫部長ニ提出スルモノトス

業績ハ軍ノ許可ナクシテ部外ニ發表スルヲ得ズ

三 編成

一 編成ハ北支防疫班ニ於テ擔任スルモノトス

班長 一名

副班長 一名

庶務 一名

經理 一名

班員 約一四名外ニ滿大ヨリ約六名 其他傭人

若干名(主トシテ現地採用)

四 服装

H-0250

0102

H-0250

0103

公 信 案	發信用執務用		第二課長 石 同仁會 南長男爵 林權助 蜂谷文化事業部長 防疫事業ニ關シ通報ノ件 本件ニ關シ臺灣外事課ヨリ鼓浪嶼側ニ疑似「コレラ」三名發生ヲ見タルモ五月十日以後廈門及鼓浪嶼ニハ「真正」コレラノ發生ナキ旨 來電有之タルニ付御考考込右通報申進ス
	主信		
	附 甲		
	乙		
	丙		
備考			
公 信 案	管主 文化事業部長	主任 第一課長	昭和十三年五月二十日 起草
外 務 省	文化機密 第 號	昭 和 年 月 日	附 屬
	受 信 人 名	發 信 人 名	件 名
	石	南長男爵 林權助	防疫事業ニ關シ通報ノ件
	同仁會	蜂谷文化事業部長	
	發 信 機 關	受 信 機 關	件 名 記 録
	備 考	備 考	備 考
	文 書 課 發 送	文 書 課 發 送	文 書 課 發 送
	正 校 (原 稿)	正 校 (原 稿)	正 校 (原 稿)
	(淨 書)	(淨 書)	(淨 書)

石



電信寫

電信の送付に
防疫部の特設
部を命じらる

五、
七、
八、
九、
十、

取寄分

電信の送付に防疫部の特設部を命じらる

秘

電信寫

昭和15 一四五七四 附 臺北 五月廿五日 午後 通、歐、

廣田外務大臣 加藤海軍少將

第一六五號

其電台第一五六二號ニ附シ「廈門ヲ「コレラ」流行地ニ指定ノ件」
當地海軍部ノ調査ニ依レハ鼓浪嶼ニ殘留「コレラ」三名發見アリ
タルモ五月十一日以後廈門及鼓浪嶼ニ真正「コレラ」ノ發生セシコ
トナキニナリ
香港へ轉電セリ

取寄分

H-0250

0105

米内山領事

秘

昭和十三年五月二十五日

同仁會田邊事務理事ト宮崎ト會談要領

五月二十五日午前宮崎ハ越川軍醫中將ニ答禮ノ爲同仁會ニ往訪シタル際田邊理事ト大要左記ノ通談話セリ。

(一)防疫思想ノ普及方法トシテ活動寫眞利用ノコト

右ハ支那人大衆ノ衛生思想普及ノ方法トシテ宮崎ノ思付ノ儘先方ノ注意ヲ喚起シタル處此レニ對シ田邊理事ハ同仁會モ既ニ相當考慮シ居ル次第ニシテ今少シク研究ヲ進メ度ト云ヘリ

(二)防疫事業及醫療救護事業經費

右ニ付田邊理事ハ五月二十三日宮川副會長ハ右兩事業ノ經費ハ年度末迄ニ各百萬圓宛合計貳百萬圓ノ不足ヲ生スト考ヘ居ル旨次官ニ内話セリト洩セリ

此レニ對シ宮崎ハ右二事業ハ共ニ列國環視ノ的ト爲リ居ル際ナレ

外務省

18.4

ハ極力完全ナル事業ノ遂行ヲ計リ當初ヨリ目途セル目的ヲ達スル様致度ト言ヒ置キタリ

(三)北支ノ支那醫科大學長ノ件

田邊理事ヨリ北支ノ支那大學復興問題ニ付質問アリタルニ付宮崎ヨリ概略説示セリ

右ニ對シ同理事ハ永井博士渡支カ萬一實現セサル場合ニハ高木逸磨博士ヲ推薦スル様御配慮アリ度ト言ヒタリ

右ニ對シ宮崎ハ右ハ一應面白キ樂ナリト云ヘリ

尙右ニ關聯シテ宮崎ハ北支ニ於テハ日本人ノミヲ收容スル滿洲醫科大學程度ノ單科大學ヲ考慮セル旨モ話シタルカ田邊理事ハ同仁會トシテハ主トシテ支那人醫育問題ヲ考慮シ居ル次第ニシテ週日宮川博士ハ堀内次官ニ意見ヲ申述フル豫定ナリシモ其ノ機會ヲ得サリシナリト云ヘルヲ以テ宮崎ハ本件ニ付テ同仁會ノ考フル所ヲ建議書トシテ提出アリ度ト指示セリ。

18.4

外務省

H-0250

0106

同各防疫班長ノ給與問題
右ニ付テ田邊理事ヨリ腹案ヲ内示セル處大体妥當ナルヲ認メ承認
シ置タリ、各名ノ交際費百五十圓乃至二百五十圓ヲ含メ給與月一
千百圓内外ナリ。

以
上

外
務
省



支那
防疫事業

寫

要録

秘

支那ニ於ケル防疫事業計畫ニ關スル資料

第一、臨時中支防疫本部

第二、北支防疫班指導要領

は
の
數

13.6

外
務
省

第一 臨時中支防疫本部

第一組 組織

第二組 職務

第三組 各部編成

第四組 豫算

は
の
數

13.4

外
務
省

H-0250

0100

第一組 織

中支防疫本部事業ヲ達成スルタメニ左ノ七部ヲ置ク

一、總務部

二、防疫部

イ、特殊防疫班（本年實施）

ロ、消毒班（上海ニ於ケル消毒の清潔法ハ上海臨時防疫委員會ニ依テ）

ハ、特殊診療班（本年度二ヶ所開設）

ニ、患者輸送班

ホ、豫防注射班（流行前ハ防疫部員ニ於テ豫防注射ヲ擔任ス）

三、調査研究部（本年一部開始）

四、衛生建設部（來年度ヨリ着手）

五、防疫指導部（來年度ヨリ着手）

六、製造部（特殊診斷材料ノ製造ハ本年度ヨリ、他ノ豫防注

七、診療部（射材料痘苗等ハ來年度ヨリ開始
本年度ハ着手セス、着手ノ上ハ防疫部ノ特殊診
療班ハ此ノ内ニ包含セシム

外務省

第二組 務

各部ノ職務左ノ如シ

一、防疫本部 各部ノ庶務會計及ヒ人事ヲ統轄ス

二、總務部 防疫本部長ノ命ヲ受ケ各部ノ事務並ニ作業ヲ監督ス

三、防疫部 受持區域ヲ定メ其ノ區域ノ傳染病豫防、患者及ヒ保

菌者ノ發見、水質検査ヲ行ヒ、患者發生セル場合ニハ患者ノ處

置及ヒ消毒ヲ施行スル爲ニ防疫、消毒、特殊診療、患者輸送、

豫防注射ノ五班ヲ置ク、但シ特殊診療班ハ本部計畫完成ノ際ハ

診療部ニ委譲スルモノトス

四、調査研究部

傳染病、風土病其他特殊疾患ノ發生狀況及ヒ之カ發生ヲ促ス事

情ヲ調査シ、其病原及ヒ促進的要素ノ研究ヲナシ豫防及ヒ治療

ニ有效ナル手段ヲ講スルモノトス

五、衛生建設部

外務省

都市計畫ニ必要ナル衛生工學及ヒ社會（保健）衛生ニ必要ナル施設ノ計畫、指導ニ當ル

一、防疫衛生指導部

防疫並ニ一般衛生ニ必要ナル教育ヲ授ケ防疫員ヲ養成シ、他方ニ於テハ衛生思想ノ普及及ビ各種衛生問題ノ實地指導ニ當ルモノトス

二、製造部

豫防並ニ治療ニ有効ナル生物學的製劑即チ各種豫防ワクチン各種治療血清、痘苗ノ製造、化學的製劑ノ製造、並ニ診斷上必要ナル製品、驅蟲防毒ニ有効ナル製品ノ製造ニ當ル

三、診療部

傳染病ノミナラス一般患者ノ診療ニ當リ支那民衆ニ醫療ノ恩惠ヲ浴セシムル他、特ニ調査研究部ト連絡ヲ保チ調査研究部ノ職務進行ニ便宜ヲ與フルモノトス

は(イ)

外務省

第三 各部編制（職制）

一、防疫本部

本部長 一名

次長 一名

二、總務部

部長 一（次長兼任）

事務員 三（中一人ハ事務長）

電氣技術員 二

大工 二

運轉士 二

小使 二（兒）

給仕 五（兒）

三、防疫部

部長 一（本部長兼任）

は(イ)

外務省

外務省

(二) 患者輸送班 班長	炊夫	小掃除使	特殊技術員	看護婦	薬剤師	事務員	醫師	班長	(イ) 特殊診療班	助手	運轉士
一	二	一〇	二	一〇	一	二	五	一	一〇	一	一
(特殊診療班長兼任)								(同上助手兼任)	(防疫班運轉手兼任)		

19.4

は(イ)

外務省

(ロ) 消毒班 班長	炊夫	小使	助手	運轉士	事務員	獣医師	薬剤師	醫師	(イ) 移動防疫班	支部長	上海防疫支部
一	二	三	二〇	五	二	一	一	六	(二ヶ班編成)	一	
(防疫班々長兼任)			(一名普通自働車四名トラック)					(中一名班長)	(次長兼任)		

19.4

は(イ)

H-0250



(二) 患者輸送班	班長	一	(支部長兼)
	醫師	四	(中外科一)
	藥劑師	一	
	事務員	一	
	看護婦	一〇	
	助手	七	
	炊夫	二	
	小使	一〇	
	掃除	一	
	班長	一	(支部長兼)

外務省

13.4

(四) 消毒班	班長	一	(支部長兼)
	醫師	三	
	藥劑師	一	
	事務員	一	
	運轉士	三	自働車 トラック
	助手	八	
	炊夫	二	
	小使	二	
	班長	一	(支部長兼)
	支部長	一	(専任)

外務省

13.4

H-0250

0112

第二、北支防疫班指導要領

寺 内 部 隊 軍 醫 部

一、主要ナル研究調査事項

1、軍防疫機關ノ業務

(一) 調 査

(二) 研 究

(三) 試 験

(四) 薬品ノ製造

(五) 補 給

(六) 防 疫

(七) 教 育

2、北支防疫班ハ右ノ内左ノ研究項目ヲ分擔ス

痘 痘 瘡

狂 犬 病

寄 生 蟲 病 分 布

外 務 省

防疫注射班

上海及南京防疫支部ニ於テ適宜豫防注射班ヲ組織スルコト

一、調査研究部

部 長 一 (兼)

部 員

(1) 自然科学研究所醫學部部員ニ囑託

(2) 厚生省防疫官ニ囑託

(3) 専任部員(醫)一名

班 長 一 (支部長兼)

運 轉 手 二 (防疫班運轉手兼)

看 護 手 四 (防疫班助手兼)

外 務 省

H-0250



カラアザール
 發疹チブス
 藥品ノ製造
 メリテンシス
 鼻 疽
 脾 疽
 上水下水ノ調査
 技術者ノ養成
 但シ必要ニ應シ他ノ地域ニ勤務スルコトアリ
 三編成及業務
 一編成ハ北支防疫班ニ於テ擔任スルモノトス
 二組織、班長、班員、雇傭人
 三班長ハ軍防疫部長ニ隷シ班ノ統制ヲ圖リ班員以下ノ人事並ニ
 經理ニ關シ其實ニ任ス

外務省

13.6

但シ人事ニ關シテハ防疫部長ノ區署ヲ受クルモノトス
 各班長以下ノ勤務ハ防疫部長之ヲ命課ス
 三、經 理
 一、給 與
 (1) 班長以下ノ俸給ハ所管官廳ノ負擔トス
 (2) 旅費雇傭人ノ經費ハ外務省ノ負擔トス
 二、宿 舎
 場所ノ選定ハ軍ニ於テ便宜ヲ計ル
 但シ所要經費ハ北支防疫班ニ於テ負擔スルモノトス
 三、作業場
 自動車及運轉手ハ班ニ於テ用意スルコト
 四、待 遇
 軍ノ優待トス
 四、業績ノ報告發表

外務省

13.6

H-0250



漢書

ノ班員ハ所定ノ報告ヲ防疫部長ニ提出スルモノトス
2 業務ハ軍ノ許可ナクシテ部外ニ發表スルコトヲ得ス

外務省

13.6

H-0250

0115

北支防疫班ニ關スル協議事項 軍臨時防疫部

一 防疫ノ方針

- 一 軍ノ防疫機關ハ戰國ヲ基準トシテ軍ノ要求ニ應スル傳染病ノ豫防消毒ノ實施並指導ヲナスヲ目的トス
- 二 北支防疫班ハ北支ノ特殊性ニ鑑ミ軍ニ隷屬シ軍防疫部ニ配屬セラレテ防疫業務並防疫用各種製品ノ製造及検査ヲナス

ニ 實施要領

- 一 北支防疫班ハ左ノ項目ヲ調査研究スルモノトス
痘瘡、狂大病、霍亂、發疹チフス、再歸熱、マラリヤ、カラアザール、鼻疽、炭疽、メリチンデス、藥品ノ製造、上水下水ノ調査、防疫教育
- 二 必要ニ應シ各地ニ派遣シ勤務スルコトアリ
- 三 業績ノ報告
班員ハ毎日及業務終了後報告ヲ防疫部長ニ提出スルモノトス

外務省

13.6

三 編成

ノ編成ハ北支防疫班ニ於テ擔任スルモノトス

班長	一名
副班長	一名
庶務	一名
班員	約一四名外ニ滿大ヨリ約六名、其他傭人若干名(主トシテ現地採用)

四 服装

服装ハ國防色トス、上衣ハ軍服從軍服ニ準シ肩章ナク「バンド」ヲ附シ背中央ニ腰ヲトル
袴ハ短袴トス帽ハ戰帽トシ同仁會ノ徽章ヲ附ス外套ハ上衣ニ準ス

外務省

13.6